令和4年度第1回高知県環境審議会 次第

日時:令和4年7月29日(金)10:00~12:00

場所:高知県人権啓発センター 6F ホール

- 1 開会
- 2 林業振興・環境部長あいさつ
- 3 会議録署名委員の指名
- 4 報告事項

<部会報告>

水環境部会

・令和4年度公共用水域及び地下水の水質測定計画並びに水質汚濁に係る 環境基準の水域類型指定の変更について

5 審議事項

- ・高知県環境基本計画第五次計画における目標値の一部改定について
- ・高知県環境基本計画第五次計画の取組状況について
- 6 その他
 - ・高知県における促進区域の設定に関する環境配慮基準(案)の策定について



3高環審水第3号 令和4年3月25日

高知県知事 濵田 省司 様



令和4年度公共用水域及び地下水の水質測定計画及び 水質汚濁に係る環境基準の水域類型指定の変更について(答申)

当審議会に諮問された「令和4年度公共用水域及び地下水の水質測定計画(案)」及び「水質汚濁に係る環境基準の水域類型指定の変更について」に関する審議の結果を下記のとおり答申します。

記

- 1. 令和4年度公共用水域及び地下水の水質測定計画(案)については、修正案のとおりとすることが適当であると認めます。
- 2. 水質汚濁に係る環境基準の水域類型指定の変更については、原案のとおりとすることが適当であると認めます。

3高環審水第2号令和4年3月22日

高知県環境審議会 会長 一色 健司 様

高知県環境審議会水環境部会部会長藤原 拓東 おっこん

令和4年度公共用水域及び地下水の水質測定計画及び 水質汚濁に係る環境基準の水域類型指定の変更について(報告)

高知県環境審議会から当部会に付託されました「令和4年度公共用水域及び 地下水の水質測定計画(案)」は、審議の結果、修正案どおり実施することが適 当であると認められましたので報告します。

また、同じく高知県環境審議会から当部会に付託されました「水質汚濁に係る環境基準の水域類型指定の変更について」は、審議の結果、原案どおり実施することが適当であると認められましたので報告します。

環境審議会(水環境部会)審議報告

「令和4年度公共用水域及び地下水の水質測定計画について」

1. 公共用水域

1) 河川測定機関分担

| | | | 河川水域及び地点数 | | 測定 | 分 担 | | 備考 |
|----|-------------|---------|----------------------------------|---------------|----------------|----------------|-----|-------------|
| 水 | 域 | 名 | 下段: 未指定河川 | 国 | 高知県 | 高知市 | 水資源 | (令和3年度との比較) |
| 吉 | 野 | Ш | 1河川1水域1地点 1河川 1地点 | | 2 河川 2 地点 | | | |
| 室月 | ■阿南海 定 公 | | 2 河川 2 水域 2 地点 2 河川 2 地点 | | 4 河川 4 地点 | | | |
| 土色 | 上湾東部 | 関連 | 4 河川 4 水域 8 地点 1 河川 1 地点 | | 5 河川 9 地点 | | | |
| 物 | 部 | Ш | 2河川3水域7地点 | 1 河川 3 地点 | 2 河川 4 地点 | | | |
| 浦 | 戸 | 湾 | 8 河川 13 水域 23 地点 6 河川 6 地点 | | | 14 河川 29 地点 | | |
| 仁 | 淀 | Щ | 6 河川 7 水域 18 地点 4 河川 4 地点 | 3 河川 9 地点 | 10 河川 13 地点 | | | |
| 須 | 崎 | 湾 | 3河川3水域3地点 | | 3 河川 3 地点 | | | |
| 中出 | 上佐地先泡 | 毎域 連 | 3河川3水域4地点 3河川 3地点 | | 6 河川 7 地点 | | | |
| 四 | 万十 | Ш | 6 河川 6 水域 19 地点 3 河川 5 地点 | 4 河川 12 地点 | 7河川 12地点 | | | |
| 足扌 | 習海中な | 公園 | 3河川3水域3地点 | | 3 河川 3 地点 | | | |
| 宿 | 毛 | 湾 | 4河川4水域4地点 | | 4 河川 4 地点 | | | |
| | 計 | | 42 河川 49 水域 92 地点 20 河川 22 地点 | 8 河川 24 地点 | 46 河川 61 地点 | 14 河川 29 地点 | | |

2) 湖沼測定機関分担

| | | | | | 測定 | 分 担 | | 備考 |
|---|-----|----------|-----------|---------|------|-----|------|-------------|
| 水 | 域 | 名 | 湖沼水域及び地点数 | 国 土 交通省 | 高知県 | 高知市 | 水資源 | (令和3年度との比較) |
| 早 | 明浦タ | <i>"</i> | 1湖沼1水域1地点 | | | | 1湖沼 | |
| 貯 | 水 | 池 | | | | | 1 地点 | |
| 長 | 沢ダ | A | 1湖沼1水域1地点 | | 1湖沼 | | | |
| 貯 | 水 | 池 | | | 1 地点 | | | |
| 大 | 橋ダ | ム | 1湖沼1水域1地点 | | 1湖沼 | | | |
| 貯 | 水 | 池 | | | 1 地点 | | | |
| | 計 | | 3湖沼3水域3地点 | | 2湖沼 | | 1湖沼 | |
| | ĒΓ | | | | 2 地点 | | 1 地点 | |

3)海域測定機関分担

| | | | | 測 | 定分技 | <u>目</u> | 備考 |
|------|------|-------|-----------------|---|-------|----------|-------------|
| 水 | 域 | 名 | 海域水域及び地点数 | 国 | 高知県 | 高知市 | (令和3年度との比較) |
| 室戸 | 阿南淮 | 事岸 | 1海域1水域5地点 | | 1海域 | | |
| 玉 | 定公 | 遠 | | | 5 地点 | | |
| 浦 | 戸 | 湾 | 1 海域 2 水域 14 地点 | | | 1海域 | |
| 1111 |) . | 15 | | | | 14 地点 | |
| 須 | 崎 | 湾 | 1海域2水域5地点 | | 1海域 | | |
| 火 | ын | 15 | | | 5 地点 | | |
| 中土 | 佐地先 | 毎域 | 1 海域 1 水域 16 地点 | | 1海域 | 1海域 | |
| 関 | | 連 | | | 13 地点 | 3 地点 | |
| 足打 | 習宇和 | 海 | 1海域1水域6地点 | | 1海域 | | |
| 玉 | 立公 | 遠 | | | 6 地点 | | |
| P 核 | 3海中2 | 人国 | 1海域1水域5地点 | | 1海域 | | |
| 足事 | 事件で | 7 图 | | | 5 地点 | | |
| 宿 | 毛 | 湾 | 1海域2水域8地点 | | 1海域 | | |
| 111 | 70 | 1号 | | | 8 地点 | | |
| | 計 | | 7海域 10水域 59地点 | | 6海域 | 2海域 | |
| | | | | | 42 地点 | 17 地点 | |

4)公共用水域水質測定計画統括表

|): 令和3年度 |
|----------|
| |
| |

| 登書 書 202 (202) 174 (174) 228 (228) 12 (112) 616 (616 (616) 全産 際 202 (202) 174 (174) 228 (228) 12 (112) 616 (616) 全部 を重要 (202) 174 (174) 228 (228) 12 (112) 616 (616 (616) 全部 を重要 (616) 全部 (616) 全 | Ė | 公共用小块小员厕足 目 画机 日衣 | 1 | (): 令和3年度 | | | | | | | | |
|---|---------|---|--------|------------|--------|-----------|--------|-----------|-------|------|---------|-----------|
| Design | 測 定 項 目 | | | | | | | | | | | |
| Boolの信仰性学的教養を受ける | | (L. + L | | | | | | | | | 1 170 | ′ 1 100\ |
| Boole | | | | | | | | · · | | | | |
| 변 | | | | | | , , | | | | | | |
| ### 15 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 | | | | • • | | | | | | | | |
| 議議 機関型 ※川中や印は電は大胆菌科学 238 (336) 837 (207) 126 (96) 12 (12) 806 (55) 8 分(パアルヘキサン削出物質) 0 (0) (0) (0) (0) (0) (0) (0) | | | | | | | | | | | | |
| 接換 | | | | | | · | | | | | | |
| # 1870 アンドンドン・サータ (1974) 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 | | | | · | | | | | | | | |
| 音を 楽 | | | | | | | | ` ' | - , | | | (2) |
| □ 全 差 多 | 項 | | | | | , , | | ` ' | | | | |
| 三川・フェートル | 目 | | | | | | | | | | | |
| 田田田の 14 14 23 23 23 9 9 12 12 12 18 8 88 88 88 | | | | • • | | | | · | | | | (119) |
| 面部DO 96 (36) 744 (1240 18 (18) 12 (12) 190 (190 790 750 | | | | | | , , | _ | , , | | | | (88) |
| おけでかん 29 (29) 61 (61) 0 (2) 2 (2) 39 (94 | | 直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩 | | | | | 9 | | | | | (88) |
| ### 全シアン | | | | | | | | | | | | (190) |
| 照像 29 (29) 66 (66) 20 (20) 2 (2) 112 (112 (112 不能か口瓜 29 (29) 66 (66) 60 (60) 2 (2) 2 (2) 20 (20) 49 軽水機 29 (29) 66 (66) 60 (00) 0 (2) 2 (2) 2 (2) 92 (94 軽水機 29 (29) 65 (66) 60 (00) 0 (2) 2 (2) 2 (2) 95 (94 軽水機 29 (29) 65 (66) 60 (00) 0 (2) 2 (2) 2 (50) 94 アルキル水線 3 (3) 0 (0) 0 (0) 0 (2) (2) (2) 5 (60) 97 アルキル水線 29 (29) 37 (37) 20 (20) 2 (2) 188 (88 日本ジウロロケン 29 (29) 37 (37) 20 (20) 2 (2) 2 (88 (88 12-ジウロコナン 29 (29) 37 (37) 20 (20) 2 (2) 2 (88 (88 11-ジウロコナン 29 (29) 37 (37) 20 (20) 2 (2) 2 (88 (88 11-ジウロコナン 29 (29) 37 (37) 20 (20) 2 (2) 2 (88 (88 11-ジウロコナン 29 (29) 37 (37) 20 (20) 2 (2) 2 (88 (88 11-ジウロコナン 29 (29) 37 (37) 20 (20) 2 (2) 2 (88 (88 11-ジウロコナン 29 (29) 37 (37) 20 (20) 2 (2) 2 (88 (88 11-ジウロコナン 29 (29) 37 (37) 20 (20) 2 (2) 2 (88 (88 11-ジウロコナン 29 (29) 37 (37) 20 (20) 2 (2) 2 (88 (88 11-ジウロコナン 29 (29) 37 (37) 20 (20) 2 (2) 2 (88 (88 11-ジウロコナン 29 (29) 37 (37) 20 (20) 2 (2) 2 (88 (88 11-ジウロコナン 29 (29) 37 (37) 20 (20) 2 (2) 2 (88 (88 11-ジウロコナン 29 (29) 37 (37) 20 (20) 2 (2) 2 (88 (88 11-ジウロコナン 29 (29) 37 (37) 20 (20) 2 (2) 2 (2) 88 (88 11-ジウロコナン 29 (29) 37 (37) 20 (20) 2 (2) 2 (2) 88 (88 11-ジウロコナン 29 (29) 37 (37) 20 (20) 2 (2) 2 (2) 88 (88 29 (29) 37 (37) 20 (20) 2 (2) 2 (2) 88 (88 29 (29) 37 (37) 20 (20) 2 (2) 2 (2) 88 (88 29 (29) 37 (37) 20 (20) 2 (2) 2 (2) 88 (88 29 (29) 37 (37) 20 (20) 2 (2) 2 (2) 88 (88 29 (29) 37 (37) 20 (20) 2 (2) 2 (2) 88 (88 29 (29) 37 (37) 20 (20) 2 (2) 2 (2) 88 (88 29 (29) 37 (37) 20 (20) 2 (2) 2 (2) 2 (2) 88 (88 29 (29) 37 (37) 20 (20) 2 (2) 2 (2) 2 (2) 88 (88 29 (29) 37 (37) 20 (20) 2 (2) 2 (2) 2 (2) 88 (88 29 (29) 37 (37) 20 (20) 2 (2) 2 (2) 2 (2) 88 (88 29 (29) 37 (37) 20 (20) 2 (2) 2 (2) 2 (2) 88 (88 29 (29) 37 (37) 20 (20) 2 (2) 2 (2) 2 (2) 88 (88 29 (29) 37 (37) 20 (20) 2 (2) 2 (2) 2 (2) 88 (88 29 (29) 37 (37) 20 (20) 2 (2) 2 (2) 2 (2) 2 (2) 88 (88 29 (29) 37 (37) 20 (20) 20 (20) 2 (2) 2 (2) 2 (2) 88 (88 29 (29) 37 (37) 37 (37) 20 (20) 2 (2) 2 (2) 2 (2) 2 (2) 2 (2) 2 (2) 2 (2) 2 (2) 2 (2) 2 (2) 2 (2 | | カドミウム | 29 | (29) | 61 | (61) | 0 | (2) | 2 (| 2) | 92 | (94) |
| 無機の | | 全シアン | 29 | (29) | 0 | (0) | 3 | (3) | 2 (| | 34 | (34) |
| 職業 29 (29) (61) (61) (61) (0 (2) (2) (2) (2) (2) (92) (94) 84 凝裂 29 (29) (63) (61) (61) (0 (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (5 (5) (5) (5) (65) (65) (65) (65) (65 | | 鉛 | 29 | (29) | 61 | (61) | 20 | (20) | 2 (| 2) | 112 | (112) |
| 総水銀 | | 六価クロム | 29 | (29) | 66 | (66) | 5 | (5) | 2 (| 2) | 102 | (102) |
| アルキル水銀 | | 砒素 | 29 | (29) | 61 | (61) | 0 | (2) | 2 (| 2) | 92 | (94) |
| PCB | | 総水銀 | 29 | (29) | 61 | (61) | 0 | (2) | 2 (| 2) | 92 | (94) |
| PCB | | アルキル水銀 | 3 | (3) | 0 | (0) | 0 | (0) | 2 (| 2) | 5 | (5) |
| 機能機能 | | PCB | 29 | (29) | 65 | (65) | 0 | (1) | 2 (| 2) | 96 | 97) |
| 機能機能 | | ジクロロメタン | 29 | (29) | 37 | (37) | 20 | (20) | 2 (| 2) | 88 | (88) |
| 12-ジクロロエチレン | | | | | | | 20 | ` ' | | | | (88) |
| 11-ジクロロエチレン 29 29 37 37 20 20 20 2 2 2 88 88 | | | | | | | | | | | | (88) |
| (株理 | | | | | | | | | | | | (88) |
| # 11.11-+リクロコエタン 29 (29) 37 (37) 20 (20) 2 (2) 88 (88 (88 (88 (88 (88 (8 | 健 | 7 - 7 - 7 - 7 - 7 - 7 - 7 - 7 - 7 - 7 - | | | | | | | | | | |
| 11/2・ハウロロエタン | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | ' |
| テトラクロコエチレン 29 (29) 37 (37) 20 (20) 2 (2) 88 (88 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 | 目 | | | | | | | · · | | | | · · · · · |
| 1.3-ジクロコプロペン | | | | | | | | | | | | |
| デクラム 29 (29) (29) (37) (37) (20) (20) (20) (20) (20) (20) (20) (20 | | | | | | | | | | | | |
| シマジン 29 (29) (29) (37) (37) (20) (20) (20) (20) (20) (20) (20) (20 | | 7 1 t | | | | , , | | · · | | | | |
| デオペンカルブ 29 (29) (29) (37) (37) (20) (20) (20) (20) (20) (20) (20) (20 | | | | | | | | | | | | · · · · · |
| 大ンゼン 29 (29) (37) (37) (37) (20) (20) (20) (20) (20) (20) (20) (20 | | | | | | | | , , | | | | |
| セレン 29 (29) 37 (37) 20 (20) 2 (20) 12 (21) 195 (195 (195 (195 (195 (195 (195 (195 | | | | · . | | | | ` ' | | | | (88) |
| 研酸性窒素及び亜硝酸性窒素 | | | | | | | | · · | | | | (88) |
| ぶっ素 29 (29) 42 (42) 8 (8) 2 (2) 51 (81 (81 (5)素 (76 (76 (76 (76 (76 (76 (76 (7 | | | | | | | | · · | | | | (88) |
| Fi Fi Fi Fi Fi Fi Fi Fi | | 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 | 102 | (102) | 61 | (61) | 20 | (20) | 12 (| 12) | 195 | (195) |
| 1.4・ジオキサン | | ふっ素 | 29 | (29) | 42 | (42) | 8 | (8) | 2 (| 2) | 81 | (81) |
| 特殊 | | ほう素 | 29 | (29) | 37 | (37) | 8 | (8) | 2 (| 2) | 76 | (76) |
| ## 辞録 | | 1,4-ジオキサン | 29 | (29) | 59 | (59) | 9 | (9) | 2 (| 2) | 99 | (99) |
| ## 項目 | | 銅 | 0 | (0) | 1 | (1) | 20 | (20) | 0 (| 0) | 21 | (21) |
| 項目 マンガン(溶解性) 36 (6) 1 (1) 20 (20) 0 (0) 57 (57 7 7 7 7 1 7 7 7 7 1 7 7 7 7 1 7 7 7 7 | | 亜鉛 | 0 | (0) | 1 | (1) | 0 | (0) | 0 (| 0) | 1 | (1) |
| 日 マンガン(溶解性) 36 (6) 1 (1) 20 (20) 0 (0) 57 (57) 夕口ム 0 (0) 190 144 (144) 174 (174) 12 (12) 520 (520) 満度 190 (190) 144 (144) 174 (174) 12 (12) 520 (520) 透明度 48 (48) 176 (176) 54 (54) 12 (12) 290 (290) 塩素イオン 114 (114) 188 (188) 228 (228) 0 (0) 0 530 (530) アンモニア性窒素(NH4-N) 154 (154) 0 (0) 0 (0) 0 (0) 12 (12) 166 (166) 10 (0) 日報 10 (0) 0 (0 | | 鉄(溶解性) | 0 | (0) | 1 | (1) | 20 | (20) | 0 (| 0) | 21 | (21) |
| クロム 0 (0) (190) (190) 144 (144) 174 (174) 12 (12) 520 (520 (520 (190 | | マンガン(溶解性) | 36 | (6) | 1 | (1) | 20 | (20) | 0 (| 0) | 57 | (57) |
| 透明度 | - | クロム | 0 | (0) | 7 | (7) | 20 | (20) | 0 (| 0) | 27 | (27) |
| 透明度 | | 濁度 | 190 | (190) | 144 | | 174 | (174) | 12 (| 12) | 520 | 520) |
| 塩素イナン 114 (114) 188 (188) 228 (228) 0 (0 0) 530 (530 での他のの頂質を表します。 154 (154) 0 (0 0) 0 (0 0) 12 (12) 166 (166 166 (66) 0 (0 0) 0 (0 0) 0 (0 0) 0 (0 0) 0 (0 0) 0 (0 0) 0 (0 0) 0 (0 0) 0 (0 0) 0 (0 0) 0 (0 0) 0 (0 0) 0 (0 0) 0 (0 0) 0 (0 0) 0 (0 0) 0 (0 0) 0 (0 0) 0 (0 0) 0 <t< td=""><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>290)</td></t<> | | | | | | | | | | | | 290) |
| での他のの可しましま。 でンモニア性窒素(NH4-N) 154 (154) 0 (0) 0 (0) 0 (0) 12 (12) 166 (166) 66 66 66 66 66 0 (0) | | | | | | | | | | | | 530) |
| の他の可以を終すする 66 (66) (66) (0 (0) (0) (0) (0) (0) (0) (0) (0) (0) | そ | | | | | | | | | | | (166) |
| 他の可算目を表示によりできます。 MBAS 0 (0) (0) (0) (0) (0) (0) (0) (0) (0) (0 | | • | | | | | | | | | | (66) |
| TOC 8 | | | | | | | | | | | | (0) |
| 電気伝導度 | | | | | | | | | | | | |
| クロロフィルa 156 (156) 0 (0) 0 (0) 0 (0) 12 (12) 168 (168 | | | | | | | | | | | | |
| トリハロメタン生成能 18 18 18 0 0 0 0 0 1 1 19 19 要監視項目等 24 (24) 36 (36) 0 0 0 2 (2) 62 62 底 質 13 (13) 6 6 2 (2) 1 (1) 1 12 2 流量測定 144 (144) 0 (0) 0 0 0 0 0 144 144 総計 4,449 4,449 4,827 4,630 3,037 3,034 272 (272) 12,585 12,385 | 日 | | | | | | | | | | | |
| 要監視項目等 24 24 24 36 36 36 0 0 0 2 2 2 62 62 底質 13 13 6 6 6 2 2 2 2 1 1 1 22 2 流量測定 144 144 0 0 0 0 0 0 0 0 144 144 総計 4,449 4,449 4,449 4,630 3,037 3,034 272 272 12,585 12,385 | | | | | | | | | | | | |
| 底質 13 (13) 6 (6) 2 (2) 1 (1) 22 (22) 流量測定 144 (144) 0 (0) 0 (0) 0 (0) 0 (0) 144 (144) 総計 4,449 (4,449) 4,827 (4,630) 3,037 (3,034) 272 (272) 12,585 (12,385) | | | | | | | | | | | | |
| 流量測定 144 (144) 0 (0) 0 (0) 0 (0) 0 (0) 144 (144) 総計 4,449 (4,449) 4,827 (4,630) 3,037 (3,034) 272 (272) 12,585 (12,385) | ᆜ | | | | | | | | | | | |
| 総計 4,449 (4,449) 4,827 (4,630) 3,037 (3,034) 272 (272) 12,585 (12,385 | _ | | | | | | | | | | | |
| | 流 | | | | | | | | | | | 144) |
| | | | 4, 449 | (4, 449) | 4, 827 | (4, 630) | 3, 037 | (3, 034) | 272 (| 272) | 12, 585 | (12, 385) |

(測定計画備考)

ルモノマー及びPFOS及びPFOSA(PG)。。 ※2 国土交通省が測定する要監視項目等は、クロロホルム、トランス-1,2-ジクロロエチレン、12-ジクロロブロパン、p-ジクロロベンゼン、イソキサチオン、ダイアジノン、フェ ニトロチオン、イソプロチオラン、オキシン銅、クロロタロニル、プロピザミド、EPN、ジクロルボス、フェノブカルブ、イプロペンホス、クロルニトロフェン、トルエン及びキシレン、フ タル酸ジエチルヘキシル、ニッケル、モリブデン、アンチモンとする。 ※3 水資源機構が測定する要監視項目等は、4-t-オクチルフェノール、アニリン及び2,4-ジクロロフェノールとする。

2. 地下水調査

1) 国土交通省測定分

():令和3年度

| 調査区分 | 市町村数 | 地 点 数 |
|------------|--------|--------|
| 概況調査 | 3 (3) | 4 (4) |
| 汚染井戸周辺地区調査 | 0 (0) | 0 (0) |
| 継続監視調査 | 0 (0) | 0 (0) |
| 計実数 | 3 (3) | 4 (4) |

2) 高知県測定分

():令和3年度

| 調査区分 | 市町村数 | 地 点 数 |
|------------|---------|---------|
| 概況調査 | 12 (10) | 20 (20) |
| 汚染井戸周辺地区調査 | 0 (0) | 0 (0) |
| 継続監視調査 | 5 (5) | 10 (11) |
| 計 実数 | 16 (13) | 30 (31) |

3) 高知市測定分

():令和3年度

| 調査区分 | 市町村数 | 地 点 数 |
|------------|--------|---------|
| 概況調査 | 1 (1) | 5 (5) |
| 汚染井戸周辺地区調査 | 0 (0) | 0 (0) |
| 継続監視調査 | 1 (1) | 7 (7) |
| 計 実数 | 1 (1) | 12 (12) |

4)総計

():令和3年度

| 調査区分 | 市町村数 | 地 点 数 |
|------------|---------|---------|
| 概況調査 | 14 (12) | 29 (29) |
| 汚染井戸周辺地区調査 | 0 (0) | 0 (0) |
| 継続監視調査 | 6 (6) | 18 (18) |
| 計 実数 | 17 (15) | 47 (47) |

5) 地下水調査地点 (井戸所在地市町村名)

| | 調査区分 | 令和4年度 | 令和3年度 |
|--------|------------|---|---|
| 国土 | 概況調査 | 高知市、南国市、四万十市 | 高知市、南国市、四万十市 |
| 交 | 汚染井戸周辺地区調査 | | |
| 通 省 | 継続監視調査 | | |
| 高知 | 概況調査 | 室戸市、安芸市、宿毛市、土佐清水市、四万十市、奈半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村、大月町、黒潮町 | 南国市、須崎市、香南市、香美市、 大豊町、土佐町、中土佐町、梼原町、 津野町、四万十町 |
| | 汚染井戸周辺地区調査 | | |
| 県 | 継続監視調査 | 室戸市、南国市、土佐市、香美市、 佐川町 | 室戸市、南国市、土佐市、香美市、 佐川町 |
| 高 | 概況調査 | 高知市 | 高知市 |
| 知 | 汚染井戸周辺地区調査 | | |
| 市 | 継続監視調査 | 高知市 | 高知市 |
| 測 | | 高知市、室戸市、安芸市、南国市、 | 高知市、南国市、須崎市、四万十市、 |
| 定 | 概況調査 | 宿毛市、土佐清水市、四万十市、奈 半利町、田野町、安田町、北川村、 馬路村、大月町、黒潮町 | 香南市、香美市、大豊町、土佐町、 中土佐町、梼原町、津野町、 四万十町 |
| 計 | 汚染井戸周辺地区調査 | | |
| 画 | 継続監視調査 | 高知市、室戸市、南国市、土佐市、 香美市、佐川町 | 高知市、室戸市、南国市、土佐市、 香美市、佐川町 |

6) 地下水水質測定計画統括表

| 全シアン 3 (3) 20 (20) 5 (5) 28 (2 か | 6) | 地下水水質測定計画統括表 | | | | | | | | | | (): | 令和 | 13年度 |
|---|----|----------------|---|----|----|----|----|-----|----|----|-----|------|----|------|
| かいます カンドックム 3 (3) 20 (20) 5 (5) 28 (2 全シアン 3 (3) 20 (20) 5 (5) 28 (2 会シアン 3 (3) 20 (20) 5 (5) 28 (2 会シアン 3 (3) 20 (20) 5 (5) 28 (2 会シアン 3 (3) 20 (20) 5 (5) 28 (2 会か 3 (3) 20 (20) 5 (5) 28 (2 会か 3 (3) 20 (20) 5 (5) 28 (2 会か 4 会か | | 測 定 項 目 | | | | | | | | | | 合 | 計 | |
| 全シアン 3 (3) 20 (20) 5 (5) 28 (2) 流価クロム 3 (3) 20 (20) 5 (5) 28 (2 次価クロム 3 (3) 20 (20) 5 (5) 32 (3 孤素 3 (3) 20 (20) 5 (5) 28 (2 次価クロム 3 (3) 20 (20) 5 (5) 28 (2 次元の力以外が 3 (3) 20 (20) 5 (5) 28 (2 次元の大が銀 3 (3) 20 (20) 5 (5) 28 (2 次元の大が銀 3 (3) 20 (20) 5 (5) 28 (2 次元の大が銀 3 (3) 20 (20) 5 (5) 28 (2 次プロスタン 3 (3) 30 (30) 7 (7) 40 (4 次元が 4 (2 ×2 ×2 ×2 ×2 ×2 ×2 ×2 ×2 ×2 ×2 ×2 ×2 ×2 | | | | 交通 | | | 知児 | | | 知了 | | | | |
| 部分 3 (3) 20 (20) 5 (5) 28 (2) 次価クロム 3 (3) 20 (20) 5 (5) 28 (2) 次価クロム 3 (3) 20 (20) 5 (5) 32 (3) 総未 3 (3) 20 (20) 5 (5) 28 (2 2 総水銀 3 (3) 20 (20) 5 (5) 28 (2 2 アルキル水銀 0 (0) | | | | (| | 20 | (| 20) | | (| | 28 | (| 28) |
| 木価クロム | | | | (| | 20 | (| 20) | | (| 5) | 28 | (| 28) |
| 破素 3 (3) 20 (20) 5 (5) 28 (2 2 総水銀 3 (3) 20 (20) 5 (5) 28 (2 7 ルキル水銀 0 (0) 0 (| | | | (| | 20 | (| 20) | | (| 5) | 28 | (| 28) |
| 総水銀 3 (3) 20 (20) 5 (5) 28 (2 アルキル水銀 0 (0) 0 (0) 0 (0) 0 (0) 0 (PCB 3 (3) 30 (30) 7 (7) 40 (4 四塩化炭素 3 (3) 30 (30) 7 (7) 40 (4 7ロロエチレン 3 (3) 30 (30) 7 (7) 40 (4 1.1-ジクロロエチレン 3 (3) 30 (30) 7 (7) 40 (4 1.2-ジクロロエチレン 3 (3) 30 (30) 7 (7) 40 (4 1.1-ジクロロエチレン 3 (3) 30 (30) 7 (7) 40 (4 1.1-ジクロロエチレン 3 (3) 30 (30) 7 (7) 40 (4 1.1-シークロロエチレン 3 (3) 30 (30) 7 (7) 40 (4 1.1-リクロロエチレン 3 (3) 30 (30) 7 (7) 40 (4 1.1-トリクロロエタン 3 (3) 30 (30) 7 (7) 40 (4 1.1-トリクロロエチレン 3 (3) 30 (30) 7 (7) 40 (4 1.1-トリクロロエチレン 3 (3) 30 (30) 7 (7) 40 (4 7トラクロロエチレン 3 (3) 30 (30) 7 (7) 40 (4 7トラクロロエチレン 3 (3) 30 (30) 7 (7) 40 (4 1.3-ジクロロプロペン 3 (3) 30 (30) 7 (7) 40 (4 1.3-ジクロロプロペン 3 (3) 30 (30) 7 (7) 40 (4 7・カラム 3 (3) 20 (20) 5 (5) 28 (2 アルギルカルブ 3 (3) 20 (20) 5 (5) 28 (2 アルギルカルブ 3 (3) 20 (20) 5 (5) 28 (2 所放性窒素及び亜硝酸性窒素 4 (4) 46 (48) 9 (9) 59 (6 3 ふっ素 3 (3) 20 (20) 5 (5) 28 (2 1.4-ジオキサン 3 (3) 20 (20) 5 (5) 28 (2 | | 六価クロム | 3 | (| 3) | 24 | (| 24) | 5 | (| 5) | 32 | (| 32) |
| アルキル水銀 0 (0 0) 0 (0) | | | 3 | (| 3) | 20 | (| 20) | 5 | (| 5) | 28 | (| 28) |
| PCB 3 (3) 20 (20) 5 (5) 28 (2 ジクロロメタン 3 (3) 30 (30) 7 (7) 40 (4 四塩化炭素 3 (3) 30 (30) 5 (5) 38 (3 12-ジクロロエタン 3 (3) 30 (30) 7 (7) 40 (4 1.1-ジクロロエチレン 3 (3) 30 (30) 7 (7) 40 (4 1.1-ジクロロエチレン 3 (3) 30 (30) 7 (7) 40 (4 1.1-シリクロロエタン 3 (3) 30 (30) 7 (7) 40 (4 1.1-リクロロエタン 3 (3) 30 (30) 7 (7) 40 (4 1.1.2-トリクロロエタン 3 (3) 30 (30) 7 (7) 40 (4 トリクロロエチレン 3 (3) 30 (30) 7 (7) 40 (4 トリクロロエチレン 3 (3) 30 (30) 7 (7) 40 (4 トリクロロエチレン 3 (3) 30 (30) 7 (7) 40 (4 テトラクロロエチレン 3 (3) 30 (30) 7 (7) 40 (4 テトラクロロエチレン 3 (3) 30 (30) 7 (7) 40 (4 チウラム 3 (3) 20 (20) 5 (5) 28 (2 チオペンカルブ 3 (3) 20 (20) 5 (5) 28 (2 所酸性窒素及び亜硝酸性窒素 4 (4) 46 (48) 9 (9) 59 (6 ふっ素 3 (3) 20 (20) 5 (5) 28 (2 同酸性窒素及び亜硝酸性窒素 4 (4) 46 (48) 9 (9) 59 (6 ふっ素 3 (3) 20 (20) 5 (5) 28 (2 日お女子ンカンフラ 5 (5) 28 (2 日お女子ンカンフラ 6 (6) 29 (2 日お女子ンカンフラ 70 (7) 40 (4 セレン 3 (3) 20 (20) 5 (5) 52 (2) 20 (20) 5 (5) 28 (2 | | 総水銀 | 3 | (| 3) | 20 | (| 20) | 5 | (| 5) | 28 | (| 28) |
| 世代表表 3 (3) 30 (30) 7 (7) 40 (4 月 1) 40 (1 | | アルキル水銀 | 0 | (| 0) | 0 | (| 0) | 0 | (| 0) | 0 | (| 0) |
| 四塩化炭素 3 (3) 30 (30) 7 (7) 40 (4 7 7 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 | | PCB | 3 | (| 3) | 20 | (| 20) | 5 | (| 5) | 28 | (| 28) |
| ### Part | | ジクロロメタン | 3 | (| 3) | 30 | (| 30) | 7 | (| 7) | 40 | (| 40) |
| (健康 1,1-ジクロロエチレン 3 (3) 30 (30) 7 (7) 40 (4 1,1-ジクロロエチレン 3 (3) 30 (30) 7 (7) 40 (4 1,1-ジクロロエチレン 3 (3) 30 (30) 7 (7) 40 (4 1,2-ジクロロエチレン 3 (3) 30 (30) 7 (7) 40 (4 1,1,1-ドリクロロエタン 3 (3) 30 (30) 7 (7) 40 (4 1,1,1-ドリクロロエタン 3 (3) 30 (30) 7 (7) 40 (4 1,1,1-ドリクロロエタン 3 (3) 30 (30) 7 (7) 40 (4 1,3-ドリクロロエチレン 3 (3) 30 (30) 7 (7) 40 (4 1,3-ジクロロプロペン 3 (3) 30 (30) 7 (7) 40 (4 1,3-ジクロロプロペン 3 (3) 30 (30) 7 (7) 40 (4 1,3-ジクロロプロペン 3 (3) 20 (20) 5 (5) 28 (2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 | | 四塩化炭素 | 3 | (| 3) | 30 | (| 30) | 7 | (| 7) | 40 | (| 40) |
| 健康 1.1-ジクロロエチレン 3 (3) 30 (30) 7 (7) 40 (4 1.2-ジクロロエチレン 3 (3) 30 (30) 7 (7) 40 (4 1.1.1-ドリクロロエタン 3 (3) 30 (30) 7 (7) 40 (4 1.1.1-ドリクロロエタン 3 (3) 30 (30) 7 (7) 40 (4 1.1.2-ドリクロロエタン 3 (3) 30 (30) 7 (7) 40 (4 1.1.2-ドリクロロエチレン 3 (3) 30 (30) 7 (7) 40 (4 1.3-ジクロロプロペン 3 (3) 30 (30) 7 (7) 40 (4 1.3-ジクロロプロペン 3 (3) 30 (30) 7 (7) 40 (4 1.3-ジクロロプロペン 3 (3) 20 (20) 5 (5) 28 (2 2.2・ジマジン 3 (3) 20 (20) 5 (5) 28 (2 2.2・デオベンカルブ 3 (3) 20 (20) 5 (5) 28 (2 2.2・デオベンカルブ 3 (3) 30 (30) 7 (7) 40 (4 1.2・ジャンカルブ 3 (3) 20 (20) 5 (5) 28 (2 2.2・デオベンカルブ 3 (3) 20 (20) 5 (5) 28 (2 2.2・デオベンカルブ 3 (3) 20 (20) 5 (5) 28 (2 2.2・デオベンカルブ 3 (3) 20 (20) 5 (5) 28 (2 2.2・デオベンカルブ 3 (3) 20 (20) 5 (5) 28 (2 2.2・デオベンカルブ 3 (3) 20 (20) 5 (5) 28 (2 2.2・デオベンカルブ 3 (3) 20 (20) 5 (5) 28 (2 2.2・デオベンカルブ 3 (3) 20 (20) 5 (5) 28 (2 2.2・デオ・ディン・ディン・ディン・ディン・ディン・ディン・ディン・ディン・ディン・ディン | | クロロエチレン | 3 | (| 3) | 30 | (| 30) | 5 | (| 5) | 38 | (| 38) |
| はまります。 は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、 | | 1,2-ジクロロエタン | 3 | (| 3) | 30 | (| 30) | 7 | (| 7) | 40 | (| 40) |
| 康項目目 1.2-ジクロロエチレン 3 (3) 30 (30) 7 (7) 40 (4 1.1.1-トリクロロエタン 3 (3) 30 (30) 7 (7) 40 (4 1.1.2-トリクロロエタン 40 (4 1.1.2-トリクロロエチレン 40 (4 1.1.2-トリクロロエナレン 40 (4 1.1.2-トリクロロエチレン 40 (4 1.1.2-トリクロロエナレン 40 (4 1.1.2-トリクロロエナレン <td>健</td> <td>1,1-ジクロロエチレン</td> <td>3</td> <td>(</td> <td>3)</td> <td>30</td> <td>(</td> <td>30)</td> <td>7</td> <td>(</td> <td>7)</td> <td>40</td> <td>(</td> <td>40)</td> | 健 | 1,1-ジクロロエチレン | 3 | (| 3) | 30 | (| 30) | 7 | (| 7) | 40 | (| 40) |
| 耳目 1.1.1-トリクロロエタン 3 (3) 30 (30) 7 (7) 40 (4) 1.1.2-トリクロロエタン 3 (3) 30 (30) 7 (7) 40 (4) 1.1.2-トリクロロエチレン 3 (3) 30 (30) 7 (7) 40 (4) 1.3-ジクロロプロペン 3 (3) 30 (30) 7 (7) 40 (4) 1.3-ジクロロプロペン 3 (3) 30 (30) 7 (7) 40 (4) 1.3-ジクロロプロペン 3 (3) 20 (20) 5 (5) 28 (2) シマジン 3 (3) 20 (20) 5 (5) 28 (2) チオベンカルブ 3 (3) 20 (20) 5 (5) 28 (2) チオベンカルブ 3 (3) 20 (20) 5 (5) 28 (2) 1セレン 3 (3) 30 (30) 7 (7) 40 (4) 1セレン 3 (3) 30 (30) 7 (7) 40 (4) 1セレン 3 (3) 30 (30) 7 (7) 40 (4) 1セレン 3 (3) 20 (20) 5 (5) 28 (2) 11 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 | | 1,2-ジクロロエチレン | 3 | (| 3) | 30 | (| 30) | 7 | (| 7) | 40 | (| 40) |
| トリクロロエチレン 3 (3) 30 (30) 7 (7) 40 (4 テトラクロロエチレン 3 (3) 30 (30) 7 (7) 40 (4 チウラム 3 (3) 20 (20) 5 (5) 28 (2 チオベンカルブ 3 (3) 20 (20) 5 (5) 28 (2 チオベンカルブ 3 (3) 20 (20) 5 (5) 28 (2 ボンゼン 3 (3) 20 (20) 5 (5) 28 (2 インゼン 3 (3) 30 (30) 7 (7) 40 (4 セレン 3 (3) 30 (30) 7 (7) 40 (4 セレン 3 (3) 30 (30) 7 (7) 40 (4 セレン 3 (3) 20 (20) 5 (5) 28 (2 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 4 (4) 46 (48) 9 (9) 59 (6 ふっ素 3 (3) 20 (20) 5 (5) 28 (2 ほう素 3 (3) 20 (20) 5 (5) 28 (2 | | 1,1,1-トリクロロエタン | 3 | (| 3) | 30 | (| 30) | 7 | (| 7) | 40 | (| 40) |
| テトラクロロエチレン 3 (3) 30 (30) 7 (7) 40 (4 1,3-ジクロロプロペン 3 (3) 30 (30) 7 (7) 40 (4 チウラム 3 (3) 20 (20) 5 (5) 28 (2 シマジン 3 (3) 20 (20) 5 (5) 28 (2 チオベンカルブ 3 (3) 30 (30) 7 (7) 40 (4 セレン 3 (3) 30 (30) 7 (7) 40 (4 ゼレン 3 (3) 20 (20) 5 (5) 28 (2 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 4 (4) 46 (48) 9 (9) 59 (6 ふっ素 3 (3) 20 (20) 5 (5) 28 (2 ほう素 3 (3) 20 (20) 5 (5) 28 (2 1,4-ジオキサン 3 (3) 20 (20) 5 (5) 28 (2 pH(水素イオン濃度) 8 (8) 50 (52) 12 (12) 70 (7 | 目 | 1,1,2-トリクロロエタン | 3 | (| 3) | 30 | (| 30) | 7 | (| 7) | 40 | (| 40) |
| 1,3-ジクロロプロペン 3 (3) 30 (30) 7 (7) 40 (4 チウラム 3 (3) 20 (20) 5 (5) 28 (2 シマジン 3 (3) 20 (20) 5 (5) 28 (2 チオベンカルブ 3 (3) 20 (20) 5 (5) 28 (2 ベンゼン 3 (3) 30 (30) 7 (7) 40 (4 セレン 3 (3) 30 (30) 7 (7) 40 (4 セレン 3 (3) 20 (20) 5 (5) 28 (2 イが 2 インゼン 4 (4) 46 (48) 9 (9) 59 (6 小っ素 3 (3) 20 (20) 5 (5) 28 (2 年 1,4-ジオキサン 3 (3) 20 (20) 5 (5) 28 (2 4 年 1,4-ジオキサン 3 (3) 20 (20) 5 (5) 28 (2 4 年 1,4-ジオキサン 3 (3) 20 (20) 5 (5) 28 (2 4 年 1,4-ジオキサン 3 (2 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 | | トリクロロエチレン | 3 | (| 3) | 30 | (| 30) | 7 | (| 7) | 40 | (| 40) |
| チウラム 3 (3) 20 (20) 5 (5) 28 (2) シマジン 3 (3) 20 (20) 5 (5) 28 (2) チオベンカルブ 3 (3) 20 (20) 5 (5) 28 (2) ベンゼン 3 (3) 30 (30) 7 (7) 40 (4) セレン 3 (3) 20 (20) 5 (5) 28 (2) 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 4 (4) 46 (48) 9 (9) 59 (6 ふっ素 3 (3) 20 (20) 5 (5) 28 (2) ほう素 3 (3) 20 (20) 6 (6) 29 (2) 1,4-ジオキサン 3 (3) 20 (20) 5 (5) 28 (2) pH(水素イオン濃度) 8 (8) 50 (52) 12 (12) 70 (7 | | テトラクロロエチレン | 3 | (| 3) | 30 | (| 30) | 7 | (| 7) | 40 | (| 40) |
| シマジン 3 (3) 20 (20) 5 (5) 28 (2 チオベンカルブ 3 (3) 30 (30) 7 (7) 40 (4 セレン 3 (3) 20 (20) 5 (5) 28 (2 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 4 (4) 46 (48) 9 (9) 59 (6 ふっ素 3 (3) 20 (20) 5 (5) 28 (2 ほう素 3 (3) 20 (20) 5 (5) 28 (2 1,4-ジオキサン 3 (3) 20 (20) 5 (5) 28 (2 pH(水素イオン濃度) 8 (8) 50 (52) 12 (12) 70 (7 | | 1,3-ジクロロプロペン | 3 | (| 3) | 30 | (| 30) | 7 | (| 7) | 40 | (| 40) |
| チオベンカルブ 3 (3) 20 (20) 5 (5) 28 (2 ベンゼン 3 (3) 30 (30) 7 (7) 40 (4 セレン 3 (3) 20 (20) 5 (5) 28 (2 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 4 (4) 46 (48) 9 (9) 59 (6 ふっ素 3 (3) 20 (20) 5 (5) 28 (2 ほう素 3 (3) 20 (20) 6 (6) 29 (2 1,4-ジオキサン 3 (3) 20 (20) 5 (5) 28 (2 pH(水素イオン濃度) 8 (8) 50 (52) 12 (12) 70 (7 | | チウラム | 3 | (| 3) | 20 | (| 20) | 5 | (| 5) | 28 | (| 28) |
| ベンゼン 3 (3) 30 (30) 7 (7) 40 (4 セレン 3 (3) 20 (20) 5 (5) 28 (2 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 4 (4) 46 (48) 9 (9) 59 (6 ふっ素 3 (3) 20 (20) 5 (5) 28 (2 ほう素 3 (3) 20 (20) 6 (6) 29 (2 1,4-ジオキサン 3 (3) 20 (20) 5 (5) 28 (2 pH(水素イオン濃度) 8 (8) 50 (52) 12 (12) 70 (7 | | シマジン | 3 | (| 3) | 20 | (| 20) | 5 | (| 5) | 28 | (| 28) |
| セレン 3 (3) 20 (20) 5 (5) 28 (2) 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 4 (4) 46 (48) 9 (9) 59 (6 ふっ素 3 (3) 20 (20) 5 (5) 28 (2 ほう素 3 (3) 20 (20) 6 (6) 29 (2 1,4-ジオキサン 3 (3) 20 (20) 5 (5) 28 (2 pH(水素イオン濃度) 8 (8) 50 (52) 12 (12) 70 (7 | | チオベンカルブ | 3 | (| 3) | 20 | (| 20) | 5 | (| 5) | 28 | (| 28) |
| セレン 3 (3) 20 (20) 5 (5) 28 (2 付 20) 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 4 (4) 46 (48) 9 (9) 59 (6 | | ベンゼン | 3 | (| 3) | 30 | (| 30) | 7 | (| 7) | 40 | (| 40) |
| 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 4 (4) 46 (48) 9 (9) 59 (6 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 | | セレン | 3 | (| 3) | 20 | (| 20) | 5 | (| 5) | 28 | (| 28) |
| ほう素 3 (3) 20 (20) 6 (6) 29 (2 1,4-ジオキサン pH(水素イオン濃度) 8 (8) 50 (52) 12 (12) 70 (7 | | 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 | 4 | (| | | (| | 9 | (| | 59 | (| 61) |
| ほう素 3 (3) 20 (20) 6 (6) 29 (2 1,4-ジオキサン pH(水素イオン濃度) 8 (8) 50 (52) 12 (12) 70 (7 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 | | <u></u> ふっ素 | 3 | (| 3) | 20 | (| 20) | 5 | (| 5) | 28 | (| 28) |
| 1,4-ジオキサン 3 (3) 20 (20) 5 (5) 28 (2 pH(水素イオン濃度) 8 (8) 50 (52) 12 (12) 70 (7 | | ニー・ ほう素 | | (| | | (| | | (| | | (| 29) |
| pH(水素イオン濃度) 8 (8) 50 (52) 12 (12) 70 (7 | | | | (| | | (| | | (| | | (| 28) |
| 2 | | | | (| | | (| | | (| | | (| 72) |
| 【 【細条112 | その | 塩素イオン | 8 | (| 8) | 50 | (| 52) | 12 | (| 12) | 70 | (| 72) |
| の 電気伝道度 4 (4) 50 (52) 12 (12) 66 (6 | | | | (| | | (| | | (| | | (| 68) |
| | 他 | | | (| | | (| | | (| | | (| 54) |
| | | · | | (| | | (| | | (| | | (| |

(測定計画備考)

^{※1} アルキル水銀については、総水銀検出時に測定する。

^{※2} 概況調査において、健康項目が検出された場合は、適宜汚染井戸周辺地区調査を行う。

類型指定の見直しについて(報告)

見直しの背景

- 生活環境項目の環境基準達成状況(令和2年度):98.4% 特に河川水質の改善がみられ、現在指定されている類型よりも上位の類型の 水質基準を達成している水域が多数ある状況。
- ⇒現在の水質の状況をふまえた類型に見直すことで、より良い水環境が維持できるようになるのではないか

国における類型見直しの考え方

- 現状及び将来の河川の利用目的と整合していない河川について適切な利用目的に応じた類型に見直し を行う。
- 現状の水質が上位類型を達成している河川について、水質維持の考え方により見直しを行う。(水質類型は、当該水域の水質が現状よりも少なくとも悪化することを許容することとならないよう配慮する。)
 - □ 原則として5年間以上安定して上位類型を満足しているB類型以下の水域
 - □ 原則として10年以上安定してAA類型を満足しているA類型の水域
 - □ 水域の見直しにあたっては、BODの測定値を基本に検討し、その他の項目については必要に応じて考慮して進める

高知県の類型指定の状況(令和3年度時点)

類型指定の状況

AA類型: 21地点、A類型: 19地点、B類型: 12地点、C類型: 3地点、

D類型、E類型:なし

上位類型を達成している地点(R2年度末現在)

| A→AA (8河川) | 奈半利堰(奈半利川)、山田堰(物部川下流)、 藤縄橋(伊与木川)、大正橋(梼原川)、後川橋(後川)、 中ヶ市橋(福良川)、日の下橋(伊与野川)、野地堰(篠川) |
|-----------------|---|
| B→A (7河川) | 五台山橋(下田川下流)、葛島橋(国分川下流)、 新木橋(舟入川下流)、新川川橋・中ノ橋(新川川)、 鯛の川口橋(桜川)、押岡橋(押岡川)、山路橋(中筋川) |
| C→B(A) (1地点) | 音竹(宇治川) |

今回類型指定の見直しを行った水域について

考え方

- 1. 過去10年の水質が上位類型を達成している水域(河川)を対象にする
- 2. BODの測定値を基本に見直しする
- 3. 県測定水域を対象にA類型からAA類型への見直し可能な河川を対象にする

対象水域

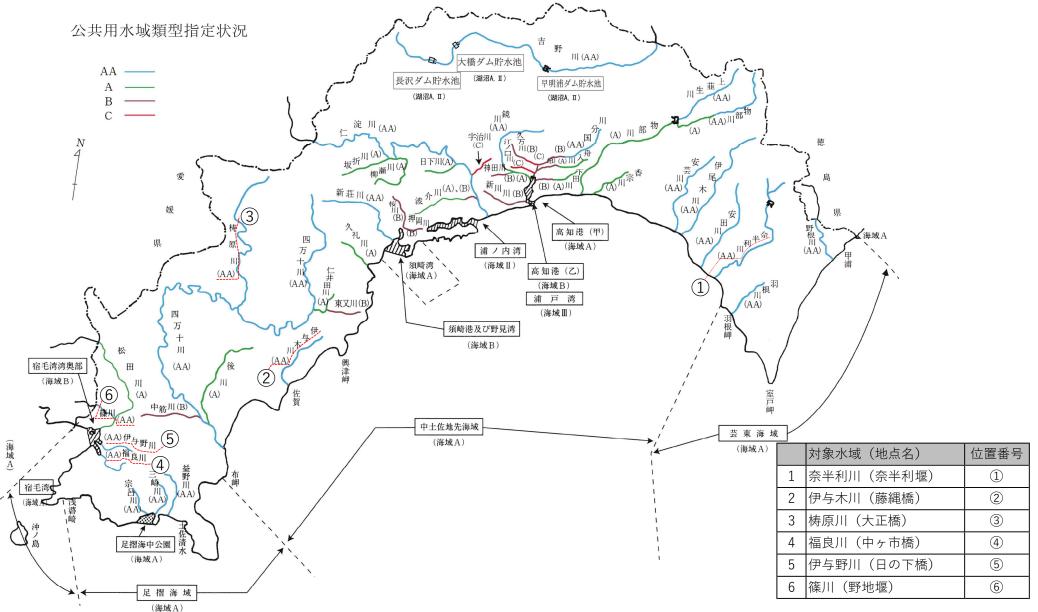


奈半利川(奈半利堰)、伊与木川(藤縄橋)、梼原川(大正橋)、 福良川(中ヶ市橋)、伊与野川(日の下橋)、篠川(野地堰)

スケジュール

※()は環境基準点

- ・令和4年2月8日(水)知事より高知県環境審議会へ諮問 水環境部会へ審議付託を承認
- ・令和4年2月24日(木)第19回水環境部会 原案どおり承認
- ・令和4年3月22日(火)水環境部会長より環境審議会会長に報告
- ・令和4年3月25日(金)高知県環境審議会より知事に答申
- ・令和4年4月1日(金)より新しい類型指定を適用
- ・令和4年5月27日(金)高知県公報で告示



DX.

髙和果公報

日 次
告示 (令和 4 管理年度における知事管理漁獲可能量の定め(するめいか及びくろまぐろ))の一部改正 (漁業管理課) (5・16掲示) 1
○特定水産資源の採捕の停止の命令(2
件) (") (") 1
○救急病院の認定 (医療政策課) 1
○設定鳥獣捕獲等事業の有効期間の更新(鳥獣対策課) 1

類型の指定)の一部改正(2件) (環境対策課) ○土地収用法に基づく事業の認定(2 件) (用地対策課) ○道路の区域変更(9件) (道 路 課)

◎告示(水質汚濁に係る環境基準の水域

○道路の区域変更(9件)○道路の供用開始(8件)○建築基準法による道路の位置の指定

○建築基準法による道路の位置の指定 (建築指導課) ○建築基準法による道の指定 (")

落札公告○落札者等の公告

事務局高等 学校課)

正 誤

○正誤(令4・4・15付け 告示)

告 示

高知県告示第512号の2

令和4年3月高知県告示第425号(令和4管理年度における知事管理漁獲可能量の定め(するめいか及びくろまぐろ))の一部を次のように改正する。

令和 4 年 5 月 16 目 (掲示済)

高知県知事 濵田 省司

(")

(教育委員会

2 の(1)中「9.1トン」を「9.651トン」に改め、2 の(2)中「6.8トン」を「8.911トン」に改め、2 の(3)中「1.4トン」を「0 トン」に改める。

3の(1)中「0.7トン」を「2.537トン」に改め、3の(2)中

「3.3トン」を「1.463トン」に改める。

高知県告示第512号の3

くろまぐろ(30キログラム以上の大型魚に限る。以下同じ。)の採捕の数量が、漁業法(昭和24年法律第267号)第16条第1項の規定により定めた知事管理漁獲可能量の期間別(令和4年5月)の数量を超えているため、同法第33条第2項第1号の規定に基づき、令和4年5月17日から同月31日までの間、くろまぐろの採捕の停止を命ずる。

令和4年5月16日(掲示済)

高知県知事 濵田 省司

高知県告示第512号の4

くろまぐろ(30キログラム未満の小型魚に限る。以下同じ。)の採捕の数量が、漁業法(昭和24年法律第267号)第16条第1項の規定により定めた知事管理漁獲可能量の期間別(令和4年6月)の数量を超えるおそれが著しく大きいため、同法第33条第2項第1号の規定に基づき、令和4年6月1日から同月30日までの間、くろまぐろの採捕の停止を命ずる。

令和4年5月16日(掲示済)

高知県知事 濵田 省司

高知県告示第527号

4

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第 1項の規定により、救急病院として次のとおり認定した。

令和4年5月27日

高知県知事 濵田 省司

医療機関の名称 所 在 地 認定年月日 認定の有効

高知赤十字病院 高知市秦南町一丁目 令4・5・ 令7・5・ 4番63-11号 6 5

高知県告示第528号

平成28年6月高知県告示第350号 (鳥獣捕獲等事業の認定)で告示し、令和元年5月高知県告示第82号 (認定鳥獣捕獲等事業の有効期間の更新)で有効期間の更新をした認定鳥獣捕獲等事業者が実施している認定鳥獣捕獲等事業(令和元年10月高知県告示第390号 (認定鳥獣捕獲等事業の変更の届出)及び令和2年12月高知県告示第927号 (認定鳥獣捕獲等事業の変更の届出)で告示した変更事項を含んだものをいう。)について、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第18条の8第2項の有効期間の更新をしたので、同条第6項において準用する同法第18条の5第2項の規定により次のとおり告示する

令和 4 年 5 月 27 目

高知県知事 濵田 省司

1 認定鳥獣捕獲等事業者の名称 土佐の里山グループ合同会社

2 認定鳥獣捕獲等事業者の住所

安芸郡北川村弘瀬127番地

3 認定鳥獣捕獲等事業者の代表者の氏名

弘田 純清

4 更新年月日

令和 4 年 4 月 27 日

高知県告示第529号

水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定について令和4年4月1日に変更したので、昭和50年8月高知県告示第469号(水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定)の一部を次のように改正する。

令和4年5月27日

高知県知事 濵田 省司

別表中表の部分を次のように改める。

| 水域 | 該当類型 | 達成期間 | 備考 |
|---------------------------------|------------|------|-------------------|
| 奈半利川(全域) 安田川(全域) 伊尾木川(全域) | A A A A | アアア | 土佐湾東 部関連水 域 |
| 安芸川(全域) | AA | ア | 攻 |
| 桜川 (全域) | В | ア | 須崎湾水 |
| 押岡川(全域) | В | ア | 域 |
| 須崎港及び野見港(別記 1の水域) | 海域B | ア | |
| 須崎港(別記2の水域) | 海域 A | 7 | |
| SAMITE (MILE VANSA) | 114-50.21 | | |
| 松田川(愛媛県境より下 流全域) | A | ア | 宿毛湾水 域 |
| 篠川 (愛媛県境より下流 全域) | AA | ア | |
| 伊与野川 (全域) | AA | ア | |
| 福良川 (全域) | AΑ | ア | |
| 宿毛湾湾奥部(別記3の 水域) | 海域B | 7 | |
| 宿毛湾(別記4の水域) | 海域A | ア | |
| 檮原川(全城) | AΑ | ア | 渡川水域 |

別記2中「須崎港及び」を「、須崎港及び」に改め、別記4中 「宿毛湾湾奥部」を「、宿毛湾湾奥部」に改める。

高知県告示第530号

水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定について令和4年4月1日に変更したので、昭和51年6月高知県告示第306号(水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定)の一部を次のように改正

-

些

する。

令和4年5月27日

高知県知事 濵田 省司

「公害対策基本法(昭和42年法律第132号)第9条及び環境基準に係る水域及び地域の指定権限の委任に関する政令(昭和46年政令第159号)」を「環境基本法(平成5年法律第91号)第16条第1項及び第2項」に改める。

別表を次のように改める。

別表

| 水域 | 該当類型 | 達成期間 | 備考 |
|--|---------------------|----------------------------------|---------------------|
| 香宗川(全域) 久礼川(全域) 伊与木川(全域) 中土佐地先海域(別記 1 の水域) | A A AA 海域A | 直ちに達成 直ちに達成 直ちに達成 直ちに達成 | 中土佐地 先海域関 連水域 |
| 足摺海域 (別記2の水域) | 海域A | 直ちに達成 | 足摺宇和 海国立公 園水域 |

注 「該当類型」欄中「海域」の表示のあるものは環境庁告示別 表2の海域の表の類型を、その他は同表の河川の表の類型を示す。

別記を次のように改める。

別記

- 1 土佐清水市布岬から室戸市羽根岬に至る陸岸の地先海域であって、高知港(甲)(昭和47年8月高知県告示第447号別表に定める高知港(甲)の水域をいう。)、高知港(乙)(同告示別表に定める高知港(乙)の水域をいう。)、須崎港及び野見港(昭和50年8月高知県告示第469号別表に定める須崎港及び野見港の水域をいう。)及び須崎港(同告示別表に定める須崎港の水域をいう。)に係る部分を除いた海域(中土佐地先海域)
- 2 幡多郡大月町浅碆崎から土佐清水市布岬に至る陸岸の地先 海域であって、足摺海中公園(昭和48年9月高知県告示第 411号別表に定める足摺海中公園の水域をいう。)に係る部 分を除いた海域(足摺海域)

高知県告示第531号

土地収用法(昭和26年法律第219号)第20条の規定に基づき事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

令和4年5月27日

高知県知事 濵田 省司

1 起業者の名称

安芸市

2 事業の種類

安芸市赤野叶岡避難場所整備事業

- 3 起業地
- (1) 収用の部分

安芸市赤野字南近広地内

(2) 使用の部分なし

4 事業の認定をした理由

令和4年3月29日に安芸市から申請があった安芸市赤野叶岡 避難場所整備事業(以下「本件事業」という。)に関する事業 認定の理由は、次のとおりである。

(1) 土地収用法第20条第1号の要件への適合性について 本件事業は、安芸市が南海トラフ巨大地震による津波避 難者及び住家倒壊避難者を対象とした緊急避難場所を整備 する事業であり、土地収用法第3条第32号に掲げる「国又 は地方公共団体が設置する公園、緑地、広場、運動場、墓 地、市場その他公共の用に供する施設」に係る事業に該当 する。

したがって、本件事業は、土地収用法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 土地収用法第20条第2号の要件への適合性について 本件事業の起業者である安芸市は、地方公共団体であ り、本件事業に要する経費及びその財源についての予算措 置も講じられていることから、本件事業を施行する権能を 有すると認められる。

したがって、本件事業は、土地収用法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 土地収用法第20条第3号の要件への適合性について ア 本件事業の施行により得られる公共の利益について

本件事業において整備する津波避難場所は、安芸市赤 野地区の南西部に位置し、赤野叶岡地区の一部及び赤野 叶岡前地区における津波避難者及び住家倒壊避難者を対 象とした緊急避難場所として整備するものである。

本県において甚大な被害が想定される南海トラフ地震は、今後30年以内に70パーセント程度の確率で発生すると予測されているが、平成24年8月29日に内閣府が公表した「南海トラフの巨大地震による津波高・浸水域等(第二次報告)及び被害想定(第一次報告)」及び同年12月10日に高知県が公表した高知県版第2弾の津波浸水予測によると、安芸市の海岸沿いの地域では、全ての地域において大規模な浸水が予測されている。当該地区において大規模な浸水が予測されている。当該地区においては、最大クラスの津波の場合、津波到達時間は20分から30分、浸水深は5.0メートルから10.0メートルが想定されている。

当該地区の人口は、147人(令和3年10月末現在住民 基本台帳)であり、津波浸水予想区域外の高台居住者64 人を差し引いた83人が津波浸水予想区域に居住してい る。この83人に地震発生時における津波浸水予想区域内 の国道通行想定者84人及び津波浸水区域外で地震の揺れ に伴う住家倒壊による避難者11人を加えた178人の避難 を想定した津波避難対策緊急事業計画(令和3年3月改 訂)を作成し、令和3年3月19日付けで内閣総理大臣か ら、本件事業に係る津波避難対策緊急事業計画として、 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別 措置法(平成14年法律第92号)に基づく同意を得てい る。

当該地区は、後背地の高台に存する安芸市叶岡集会所が指定緊急避難場所兼避難所であることから、これまで津波から避難するための安全な避難路の整備を行ってきたが、同集会所の緊急避難可能人数が50人であることから、不足する128人分の緊急避難場所を早急に整備することが課題であった。

本件事業は、地区住民による話合いを基に、高台にある既存の緊急避難場所である安芸市叶岡集会所の活用が可能となる場所を選定した結果、起業地は、国道55号の北側で当該地区の北側高台の赤野叶岡地区の南海トラフ巨大地震の津波浸水予想区域外にある田及び畑としている。

なお、本件事業は、露天の緊急避難場所を整備するもので、風雨にはテントで対処する一時的な避難場所とすることを想定している。

本件事業は、前述のとおり、南海トラフの巨大地震による津波被害の危険性の高い地区に、住民の命を守ることを第一に考え、津波発災時に避難する場所を整備するものである。当該地区は、高齢化率が高く、災害弱者である高齢者が多く居住しており、また、障害がある等の理由により、避難に時間を要する災害時要援護者も安全に避難させなくてはならないものである。

本件事業を施行することにより、災害時要援護者等を 優先的に避難させる場所の確保ができ、住民が安心して 生活することができるようになるものである。今後も予 測される高齢者の増加等、災害弱者の安全確保において も有効なものであると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共 の利益は、相当程度存すると認められる。

イ 本件事業の施行により失われる利益について

本件事業における環境影響評価については、環境影響 評価法(平成9年法律第81号)に定める対象事業の要件 に該当しないため実施していないが、津波避難施設とい . .

高知県環境基本計画第五次計画における目標値の一部改定について

1 改定の趣旨

- ・本年3月に策定した「高知県脱炭素社会推進アクションプラン」において、2030年度の温室 効果ガス排出量削減目標の引き上げを行った。
- ・これに伴い、同目標を設定している「高知県環境基本計画第五次計画」についても目標値の 改定を行うもの。

2 改定内容

戦略 1 地球温暖化への対策

1-1 県民総参加による地球温暖化防止活動の拡大

目標指標

(変更前)

| 指標 | 現状 | 目標 | | | |
|-----------------------|------------|--------------|--|--|--|
| 県内の温室効果ガスの排出量(年間) | 14%削減(H29) | 15%以上削減(R12) | | | |
| ※基準年(平成 25 (2013) 年度) | | | | | |

(注) 基準年の電気の CO₂ 排出係数で計算(排出係数固定)

(変更後)

| 指標 | 現状 | 目標 | | | |
|-----------------------|--------------|--------------|--|--|--|
| 県内の温室効果ガスの排出量(年間) | 24.1%削減(H29) | 47%以上削減(R12) | | | |
| ※基準年(平成 25 (2013) 年度) | | | | | |

(注) 電気の CO₂排出係数は変動 (排出係数変動)

(参考)

変更後の令和 12 年目標については、電気の CO₂排出係数を、国が「エネルギー基本計画」 (2021 年) で掲げた 2030 年の電源構成(国の削減目標(46%削減)が達成された場合の電源 構成)を基に算出している。

高知県環境基本計画第五次計画 進捗管理シート 総括表

【 令和3年度及び令和4年度の進捗状況 】

| | 目 | 次 | |
|-----|------------------|--|----|
| 戦略1 | 地球温暖化への対策 | | 1 |
| 戦略2 | 循環型社会への取組 | | 5 |
| 戦略3 | 自然環境を守る取組 | | 9 |
| 戦略4 | 地域資源を活かした産業振興 | | 13 |
| 戦略5 | 環境を守り次世代へつないでいくた | とめの人材育成と地域づくり | |
| | | | 15 |
| 進捗状 | 況の概括(重点施策を含む戦略に | 係る進捗状況のとりまとめ) | |
| | | | 17 |
| 高知県 | 環境基本計画第五次計画の普及語 | 各発 ···································· | 21 |

【計画期間:令和3年度 ▶▶▶▶ 令和7年度】

| | 製剤 地球温暖化への対象 | | 各 | ·戦略の指標 | | | | | R3 | | | R4 | | +0 14 00 |
|----------|--|---|----|----------------------|------|------------------|------------------------|--|---|---|--|--|--|-----------------|
| 整理 番号 | 戦略及び戦略に基づく施策 | 目標指標 | | 第5次計画 基準値 | R3 | 目標 | R3年度の 実績値が 固まる時期 | - 李泉极要 | インブット(投入) | アウトプット(結果) | アウトカム(成果) | インブット(投入) | アウトプット(結果) | 担当課 |
| | 【1-1 県民総参加による地 球温暖化防止活動の拡大】 1 県民会議による取組 2 地球温暖化対策に関す る効果的な情報発信 | 県内の温室効果ガスの排 出量 ※基準年(平成25(2013)年 度) | 年間 | 24.1% 削減 (H29) | | 47%以上 削減(R12) | R5∼R6 | | [県民部会] ・「環境にやさしい買い物キャンペーン2021」実施 ・地球温暖化に関する出前授業の実施 [事業者部会] ・環路撃やに十一の開催(行政 | 【県民部会】 ・「環境にやさしい買い物キャン ベーン2021参加者:2,927名(昨 年度3,390名) ・地球温暖化に関する出前授業 の実施:9回(南郷小学校ほか) 【事業者部会】 ・環境経営セミナーの開催(行政 | ・HP、SNSは多くのユーザーを獲 組 | | | |
| 1 当初 | | エコアクション21の認証・登録事業者数 | 累計 | 242社 (R元) | 220社 | 270社 (R7) | R4.3 | 県民運動による温暖化防止対策を推進するために、平成20年9月に設立した「県民会議」の 県民部会、事業者部会、行政部会において、 地球温暖化問題に対する県民の意識の向上と 地球温暖化防止活動に取り組む県民の増加に つなげるための活動を行う。 | 無名との共催) ・省エネアドバイザーの派遣 【行政部会】 ・新エネルギー地域振興活用セ ミナーの実施 【普及啓発】 ・イベントげっこやか2021」への ブース出展 | 部会との共催) ・省エネアドバイザーの派遣:8 社 【行政部会】 ・新エネルギー地域振興活用セミナーの実施 【普及啓発】 | ・ 環境にやさしい買い物キャン ペーン」の全体の参加者は減っ たが、うち行政部会の参加者は 1.278人と前年の1.247人を上 回っている。なお、参加者自体は 減ったが、評価指標を1つから3 つに増やしたこともあり、CO2削 減量は、12.329.77%と過去最高 | | | 環境計画推進課 |
| | | 地球温暖化対策を何もして いない人の割合 ※県民世論調査における回答率 | _ | 9.1% (R元) | 7.1% | 5%未満 (R7) | R3.12 | | - HPIMyスイッチ! Goクール! 」 による地球温暖化に関する情報 発信 - インスタグラム (myswitch_gocool)での情報発 信 | PV数: 23,561(前年比: 198.86%) ユーザー数: 8,513(前年比: 329.32%) ・インスタグラムのフォロワー数: 877(前年比: 224.30%) ・イベント(すこやか2021)来場者数: 8,686名 | を記録。 | | | |
| | 【1-2 再生可能エネルギー 導入への支援】 1 地域と調和した再生可 | 住宅用太陽光発電の普及 率 | 累計 | 8.7% (R元) | | 11.1% (R7) | R4.9頃 | | | | | | | |
| | 能エネルギーの導入促進 2 地域社会に根ざした電源の導入促進と活用 3 分散型電力ネットワーク | 住宅用蓄電池・V2Hの導入 件数 | 累計 | - | - | 500件 (R7) | _ | | | | | | | |
| | の構築に向けた環境整備と 地域新電力の設立支援 4 自家消費型発電設備の 導入促進と電力需給調整力 | | 累計 | - | - | 25件 (R7) | _ | ・太陽光発電設備導入に関する補助金を交付 し、再生可能エネルギーの導入を促進する。 | 福祉避難所等太陽光発電設備道入事業器補助会による道入す | 自家消費を行う太陽光発電設備等を1件交付決定したものの、導入に至らず、交付決定取消。アド | た道 3 オス 体 乳の 増加 | 明玉による学八又版(日じ川円 | 太陽光補助金(PPA分)第1回募 | 環接計画性光學 |
| 2 当初 | の確保 5 その他のエネルギーの 普及促進 | 小水力発電や木質バイオマ ス発電の事業計画数 | 累計 | - | - | 3件 (R7) | - | ・地域における再生可能エネルギーの地産地消の推進 | 接、高知県再生可能エネルギー導入等アドバイザー派遣事業 | 入に至らず、交付決定取消。アドバイザー派遣実績なし。(コロナのため派遣とり消し) | 内での再エネを利用する機運が高まる | 用、PPAモデル用、住宅用) 高知県再生可能エネルギー導入 等アドバイザー派遣事業 | 集〆切りにで1件応募有り。 市町村へアドバイザー派遣を1回 実施予定 | 環境計画推進課 |
| | | 地域新電力会社の設立件 数(小売電気事業者の設立 件数) | 累計 | - | 1件 | 3件 (R7) | R4.3 | | | | | | | |
| | | 「再エネ100宣言 RE Action」に参加する県内企 業数 | 累計 | - | 1件 | 20社 (R7) | R4.3 | | | | | | | |
| 3 当初 | [1-3 気候変動の影響への 適応] 1 地球温暖化の影響への 適応 | 気候変動の影響への「適応策」の推進 | _ | - | - | 計画の推 進 | _ | 高知県気候変動適応センター〈高知県衛生環境研究所〉と連携し、県民・事業者・市町村に対し、本県における気候変動の影響及び適応に関する情報の収集・整理及び提供を行う。 | ・県民向けバネル展示会「目で 見る「高知県の気候変動と適 応」の実施(8月19日~9月1日)・気候変動適応パンフレッド「目 で見る!気候変動と適応図鑑 Vol1)の作成及び配布(500部配 布) ・高知県地球温暖化対策実行計 画に基づく、県庁各部局におけ る適応策の実施(17の項目で適 応策を実施) | ・松くい虫防除の推進(令和3年度:地上散布36.92ha、伐倒駆除 57.54m3、樹幹注入材2,598本 | ・各分野ごとに現れる気候変動 の影響に対する被害の軽減 | ・気候変動適応パンフレットの作 成及び配布・高温耐性品種の普 及拡大(令和4年度作付面積:よ さ恋美人114.5ha) | | 環境計画推進課 |
| 4 当初 | [1-4 公共交通機関の利用 促進によるCO2削減] 1 公共交通機関の利用促進 | | | | | | | 【こうち520運動の実施】 県庁職員(本庁・西庁・北庁)が月に2回(5日と 20日)公共交通で通勤する520運動への参加 を呼びかけ、公共交通の利用促進を通じて CO2の削減につなげる。 | 【こうち520運動の実施】 庁内放送と庁内メールによる520 運動の周知:計24回(月2回) | 【こうち520運動の実施】 参加率※22196 ※車又はバイ ク通動者のうち公共交通に乗り 換えて通勤した職員の参加率 | 【こうち520運動】 左記の結果により、約3.9tのCO 2削減に寄与 | | | 交通運輸政策課 |
| 5 当初 | | 県庁職員の520運動への 参加率 | 年間 | 29.9% (R元) | 32% | 39% (R12) | R4.5 | 【公共交通利用の広報・啓発】 ・Webサイト・テレビCM・新聞広告等で公共交通の必要性を訴えるとともに、公共交通を持キャンペーン(6~8月に公共交通を一ママにして、県民の公共交通を利用する機画を確成する。・県内の小学生に、上日紀に現金でも割引運賃となるパス・でんしも割引バスボート※や、公共交通の乗り方パンフレット(小学4年生のみ)、夏休み・冬休み・春休みに路線・パスで用できるパス・マムナンズ定期券の案内チランを配布して、公共交通への関心を深めてもらう。 | 実施し、公共交通をテーマにした 写真・メッセージ・川柳を募集 ・県内の全小学生にバス・電車 割引バスポート、バスキッズ定期 券の広報チラシの配布 ・県内の全小学4年生にバス・電 車の乗り方パンフレットの配布 (以下バス事業者への配布枚数 | ・公共交通応援キャンペーン成 素数(応募作品数(応募人数)) 写真288点(60人)、メッセージ71 点(35人)、川柳229点(79人)の計 588点(実数)、近大学の大定期券%販売数・ 125枚、※夏休み等の休暇期間 中に使用できる小学生向けのバ ス乗り放題券 | ・県民アンケートに回答した257 | | | 交通運輸政策課 |

2

| 戦 | 各1 | 地球温暖化への対策 | | | | | | | | | | | | | |
|----|----|---|---------------------------------------|----|-----------------|-------------|-----------------|------------------------|--|---------------------------------------|--|---|---|---|---------|
| | | | | 各聯 | 戦略の指標 | | | | | R3 | | | F | 14 | |
| 養理 | 種別 | 戦略及び戦略に基づく施策 | 目標指標 | | 第5次計画 基準値 | R3 (初年度) | 目標 | R3年度の 実績値が 固まる時期 | - 李棠振要 | インブット(投入) | アウトプット(結果) | アウトカム(成果) | インプット(投入) | アウトプット(結果) | 担当課 |
| 6 | 当初 | [1-5 都市のコンパクト化と 公共交通ネットワーク形成] 1 都市のコンパクト化 | 「都市計画区域マスターブラン」の推進 | - | _ | - | 計画の推 進 | - | 概ね20年後の都市の姿を展望したまちづくりを 進めていくため、平成30(2018) 年に改訂した 「都市計画区域マスタープラン」に基づき、引き 続き、都市のコンパクト化を目指し、市町と連携 してまちづくりを進め | を対象とし都市計画基礎調査を 実施 | ・都市計画区域における土地利 用等の現状を把握 ・区域区分の都市計画変更 ・高知市、香美市、いの町、須崎 市が定める都市計画の決定(変 更)の支援 | - 都市計画基礎調査に基づく都 市計画の決定(変更) - 区域区分の変更 - 市町の定める都市計画の決定 (変更)の支援 | ・都市計画区域を有する20市町 を対象とした都市計画基礎調査 ・市町が定める都市計画の適切 な決定(変更)を支援 | ・都市計画区域における土地利 用等の現状を把握 ・市町が定める都市計画の適切 な連用 | 都市計画課 |
| 7 | | 2 地域公共交通計画(地域公共交通制画)に 域公共交通網形成計画)に 基づく取組の推進 | 「地域公共交通計画(地域 公共交通網形成計画)」の 着奏な実行 | - | _ | - | 計画の着 実な実行 | _ | 【高知県東部広域地域公共交通網形成計画・ 億北地域公共交通網形成計画に基づく取り組 み】 持続可能な公共交通網形成計画に基づく取り組 けて、平成30年度に策定した広域的な地域公 共交通網形成計画に基づく取り組みを実施す る。 【県版地域公共交通計画の策定】 高知県全域を対象とした地域公共交通計画を 策定する。 | ・宋部計画:協議会の開催(音画 開催)1回 | 改正、DMV導入に伴う路線バス との接続強化(停車場所・ダイヤ 調整)、コミュニティバス実証運 行開始(室戸市) ・嶺北計画:公共交通ホーム | ・東部計画・駐車場整備、マップ 改正やバス接続強化など、利用 者にとってより利便性が高まって いる。 ・歳北計画・R3.10パス路線の再 編集現、R4.30R大杉駅への特急 列車の停車増実現 | | | 交通運輸政策課 |
| 8 | 当初 | 【1-6 省エネビル・住宅や ZEB・ZEHの推進】 1 省エネ住宅の推進 | | | | | | | 省エネ住宅の推進のため、県民への省エネ住 宅の普及啓発を市町村や事業者と連携を図り ながら進める。 | 普及啓発用リーフレットの作成 | 具体的な結果を示すことが困難 | 具体的な成果を示すことが困難 | | | 住宅課 |
| 9 | 当初 | | こうちエコハウスへの来館 者数 | 年間 | 949人 (R元) | 657人 | 1,000人 (毎年) | R4.4 | 環境共生型住宅モデルハウス「こうちエコハウ ス」の普及 | ・「こうちエコハウス」の管理委託、木造利用総合窓口業務を実施(週5日開館) | -木造利用総合窓口の利用者 657名(R4.3月末現在) | -CLT建築物 R3実績(R4.3月 末335様 (R2末30様) -海柱宅建築物の木造化率(床 面積) R3実績:13.8% (R2実績: 18.4%) -戸建て住宅の木造化率が全国 平均を上回っている R3実績:高 知県2.9%(全国平均11.8) (R2 実績:高知県93.5%(全国平均 90.6%)) | | | 木材産業振興課 |
| 10 | 当初 | 2 ZEB・ZEHの推進 | 戸建て新築件数に対する ZEH補助金の交付決定シェ ア | - | 2.1% (R元) | | 4% (R7) | R4.11頃 | 高効率機器への更新やZEB化などの建築物や 設備の省エネ化の促進につながる普及啓発や 支援を行う。 | | 昨年度6社に対し、今年度は8社 | 派遣希望事業者数が再び増加傾向に転じている。 | 派遣希望事業者数が再び増加 傾向に転じている。 | | 環境計画推進課 |
| 11 | 当初 | [1-7 森林吸収源対策による温暖化防止] る温暖化防止] 1 持続可能な森林づくり | 県内民有林の間伐面積 | 年間 | 4,693ha (R元) | 4,493ha | 5,200ha (毎年) | R4.6 | 林業事業体等による「森の工場」づくりをはじめ、森林環境税などを活用した間伐などへの支援を行い、森林整備を積極的に推進する。また、低コストをがや一貫生産システムの推進、地域ぐるみでの再造林推進、苗木生産施設への支援などを実施する。 | を行った。 | -間伐面積4.493ha、再造林面積 299ha、HP公報掲載市町村30市 町村 | ・CO2吸収源として必要となる適 正な森林の整備・管理が行われ ている。 | | | 木材増産推進課 |
| 12 | | 2 高知県協働の森CO2吸 収認証制度の推進 | | | 250% | | 630ha | | 協働の森づくり事業で整備した森林のCO2吸収量を数値化し認証することを通じて、環境先進企業と地域との協働により、その社会的な認知度を高め、温暖化防止対策を推進する。 | 等(新規4件、更新6件) | ・CO2吸収証書の発行(36件) | -森林整備面積(319.70ha)(R3 整備実績) -CO2吸収量(13,510t-CO2) (R3実績) | | | 林業環境政策課 |
| 13 | | 3 オフセット・クレジット制度の活用 | 県内民有林の再造林面積 | 年間 | 250ha (R元) | 299ha | (R5) | R4.6 | 国のJークレジット制度を利用して、森林の適正な管理によるCO2の吸収量や、木質バイオマスを化石燃料に代替えしたことによる削減量をクレジット化し、カーボン・オフセットを行う企業などに販売する。 | 社 | ・新規のクレジット購入企業数 6件 ・エコプロ2021来場者数(54,885 人) | 販売件数69件、売却量693t-CO。 | ・プロバイダー販売委託契約 5社 | | 自然共生課 |

戦略2 循環型社会への取組

| 甲又 町 | 2 循環型社会への取組 | | | | | | | Ī | | R3 | | | 4 | |
|----------|--|--|----|--------------------------------|---------------|------------------------------|------------------------|---|---|---|--|--|--|---|
| 整理 香号 | 電別 戦略及び戦略に基づく施策 | 目標指標 | 各 | 戦略の指標 第5次計画 基準値 | R3 | 目標 | R3年度の 実績値が 固まる時期 | - 李泉振要 | インプット(投入) | アウトブット(結果) | アウトカム(成果) | インブット(投入) | アウトブット(結果) | 担当課 |
| 14 | 【2-1 3Rの推進】 1 リデュースに関する普及 啓発 2 リュース、リサイクルに関 する普及啓発 | 一般廃棄物の排出量 一般廃棄物のリサイクル率 | 年間 | 252千t (R元) 20.2% (R元) | | 231千t (R7) 25% (R7) | R5.2頃 R5.2頃 | 3RIに関する普及啓発 - ゴミの発生抑制、分別収集、再生利用の推進 | 報提供 ・市町村への取組の啓発(排出 抑制、分別、リサイクル) ・産業廃棄物の循環的利用の促 | ・マイバッグ運動、レジ袋の削減等の取組により、住民や事業者 に3Rの浸透が図られた。 公共工事等から発生する産業 廃棄物の発生抑制、減量化、リ サイクル製品の使用が図られた。 | - 県民一人当たりの1日分の家庭ゴミ排出量(一般廃棄物) H26:591g, H27:583g, H28: 578g, H29:582g, H30:599g, R1:600g, R2:603g - 産業廃棄物の再生利用量の割合(5年に一度実施する調査結果) H20:64.6%、H26:65.2%、R1: 72.0% | ・市町村に対する国の施策の情報提供・市町村への取組の啓発 (排出抑制、分別、リサイクル) ・産業廃棄物の循環的利用の促 定業廃棄事等による循環的利用の 用、再生利用指定制度の活用) | | 環境対策課 |
| 15 | 3 食品ロス削減に向けた取 組の推進 当初 | 県民一人当たりの1日分の 家庭ごみの排出量 (一般廃棄物) | 年間 | 600g (R元) | | 537g (R7) | R5.2頃 | 令和3年度に策定した「高知県食品ロス削減推進計画」に基づき、県内の食品ロスの削減に向け、県民や事業者等への登を行うとともに、未利用食品の有効活用を図る手段の確立を支援していく。 | 「高知県食品ロス削減推進計 画」の策定に向けた検討 | 検討委員会4回開催、庁内推進 会議4回開催(ともに書面開催含む) | 「高知県食品ロス削減推進計 画」策定 | ・新聞やラジオ等による啓発(8 国・家庭系食品ロスの組成調査・家庭系食品ロスのモニター調 ・家庭・オリスのモニター調 ・フードドライブの手引作成・配布・啓発リーフレットの作成・配布 | | 県民生活課 |
| 16 | 【2-2 プラスチックごみ対策】 1 プラスチック資源の効果的な分別回収 | | | | | | | ・プラスチック資源循環促進法に基づく市町村 の分別回収体制に係る情報収集等 | ・新法に係る情報を適宜市町村 に周知 | ・環境省説明会を通じて、新法の 目的やスケジュール、財源措置 案等の概要を把握 ・施設整備に欠かせない環境省 ・施設整備に欠かせない環境省 要件化されることについて概要 を把握 | ・県内いくつかの市町村で、新法 | ・新法に係る情報を市町村に周 知(随時) | | 環境対策課 |
| 17 | 2 自発的な清掃活動への 支援と河川ごみマップの作成・更新 | リパーポランティアによる清 | | | | 継続的な | _ | 河川ごみマップでごみの状況を可視化することによって、こみの削減に向けた関心を高めるともに、清視活動への参加やごみを捨てない環境にやさしいライフスタイルの実現につなげる。 | ・仁淀川ごみマップ(仮称)作成に伴う各団体への調査依頼・仁淀川清流保全推進協議会内での吸(マップ案に対する協議)・四万十川一斉清掃(4/10、4/11)・仁淀川一斉清掃(10/23) | 四万十川一斉清掃参加者: 2,857 人、仁淀川一斉清掃参加者: 369 人 | 河川ごみマップ(たたき台)の完 成 | | | 自然共生課 |
| 18 | 当初 | 掃活動の実施 | | | | 実施 | | リバーボランティアによる清掃活動を支援する ため消耗品の配布や保険の加入を行う。 | 消耗品費(予算):1.277千円 保険料(実績):233千円 | 消耗品の配布、傷害・賠償責任 保験の加入(令和3年5月1日~ 令和4年4月30日) | リバーボランティアの負担の軽 滅。 | 消耗品費(予算):1,391千円 保険料(実績):250千円 | 消耗品の配布、傷害・賠償責任 保険の加入(令和4年5月1日~ 令和5年4月30日) | 河川課 |
| 19 | 3 海岸漂着ごみのモニタリング調査 | | | | | | | ・高知県の海岸において、継続的に漂着ごみの組成や存在量を調査し、それらの終年変化を把握するため、モニタリング調査を実施する。 | | 高知港海岸における漂着ごみの 組成や存在量の調査を実施 | 調査により漂着ごみの実態を把 握し、今後の漂着ごみ発生抑制 対策を効果的に実施する。 | | | 港湾・海岸課 |
| 20 | [2-3 廃棄物の有効活用] 1 各種リサイクル法の推進 | | | | | | | ・各種リサイクル法(家電、小型家電、容器包装)の推進 | ・国からの情報を市町村に周知するとともに、取組状況、検討状況の調査を行う。 | ・市町村における容器包装リサイ クルの取組状況の把握(R43) 実施中 34 ・市町内取組状況の把握(R43) をといました。 イン・実施・セン・実施していない。 とのでは、12 ・窓旋車・22、実施していない。 会属ゴミとして引渡しをしている。 市町村は「実施していない」へ計上 | 装リサイクルの分別収集品目を 追加検討するきっかけが生まれ | | | 環境対策課 |
| 21 | | 下水汚泥処理で発生するガスの有効活用率 ※自機による発電停止期間 を除く | 年間 | _ | 87.4% | 100% (毎年) | 44652.0% | 家畜排せつ物の有効活用のために、消費者へ のPR等による家畜排せつ物の利用促進、利用 促進に関する技術研修の実施、処理高度化施 腔の整備、資源循環型畜産及び環境保全型農 業の推進を行う。 | ·畜産·酪農収益力強化整備等 事業(施設整備・機械設備)要望 | - 令和2年度補正 畜産・酪農収 益力強化整備等事業、機械導 入)を活用し、堆肥と整 係機械装置の導入を支援 - 職員の知識・技術指導力の向 上 | ・機械導入により、作業効率の向上及び良質な堆肥作りが可能となった。 ・畜産農家の新たなニーズにも対応できるようになった。 | ·畜産·酪農収益力強化整備等 事業(施設整備·機械設備)要望 | ・令和3年度補正 畜産・酪農収 益力強化整備等事業、機械導 入)を活用し、堆肥調整散布関 係機械装置の導入を支援 ・職員の知識・技術指導力の向 上 | 畜産振興課 |
| 22 | る 不負ハイオマスの利用に より発生する燃焼灰の有効 活用 | | | | | | | 燃焼灰を有効に活用するため、「木質バイオマ ス燃焼灰適正利用の手引き」を普及し、事業者 の適正な連用を進める。 | | | 施設園芸での木質バイオマスボイラー利用者の一部は自ら燃焼灰を利用している。発電後の燃焼灰については、再生砂、吸着資材、埋め戻し等での利用が始まった。 | | | 木材産業振興課 |
| 23 | 4 下水汚泥処理で発生するガスの有効活用 | | | | | _ | | | 高須浄化センターでは下水汚泥を減量化する 消化施設を整備。別化過程で発生するメタン発 酸けスをバイオマス発電事業を行う民間事業 者にを供給することにより有効活用に努めま す。 | 元工元之(7里1,000 141110/ 牛) | 民間発電事業者による消化ガス | バイオマス由来の消化ガス発電 により、CO2削減が図れた | 供給 | バイオマス由来の消化ガス発電 によるCO2削減 民間発電事業者による消化ガス 発電の実施 |
| | 1 | | | | '' | | | 1 | 1 | 1 | · U | 1 | I . | 1 |

| 1 | 跳路2 | 循環型社会への取組 | | | | | | | | | | | | | |
|---|-------|--|----------------------------|----|--------------|-------------|--------------|------------------------|--|--|--|---|---|------------------------|---------|
| | | | | 名 | ・戦略の指標 | | | | | | R3 | | F | ₹4 | |
| 1 | 漫都別 | 戦略及び戦略に基づく施策 | 目標指標 | | 第5次計画 基準値 | R3 (初年度) | 目標 | R3年度の 実績値が 固まる時期 | - 李泉振要 | インブット(投入) | アウトブット(結果) | アウトカム(成果) | インプット(投入) | アウトブット(結果) | 担当課 |
| | 24 | [2-4 廃棄物の適性処理と 災害廃棄物の処理対策] 1 廃棄物の適正処理 | 適正処理講習会の開催回 数 | 年間 | 3回 (R元) | 30 | 3回 (毎年) | R3.11 | ・福祉保健所毎の廃棄物等連絡協議会の活性 化地地域団体とのネットワーク化による不法投 葉対策や情報交換を図る。 ・排出事業者及び処理業者を対象に、廃棄物 適正処理を理解してもらうため講習会を開催する。 ・処理許可業者等への立入検査・調査を行い 適正処理指導を行う。 | 392施設のPCB含有塗膜調査実 | 新たに23施設での低濃度PCB含 有が判明、廃棄物適正処理講習 会参加者は安装市34名、須崎市 53名、四万十市75名 | いる | | | 環境対策課 |
| | ⊒#J | 2 災害廃棄物の処理対策 | 災害廃棄物処理広域ブロック協議会の開催(訓練を含む) | 年間 | 3回 (R元) | 30 | 3回 (毎年) | R4.2 | ・一瞬に膨大な量が発生する災害廃棄物につ いて、早期の復旧・復興に向けて、平時におい て広域処理体制の構築等を検討する。 | 災害廃棄物関連会議等開催(業 務設明会及び連携連絡会1回、 災害廃棄物処理広域ブロック協 議会3回、同幹事会1回) | 加者62人)、災害廃棄物処理広 | 災害廃棄物の広域処理体制に ついて、災害廃棄物処理広域ブ ロッウ協議会を輸出して、各種課題 という対応を具体的に議論できた。 | ・各種会議等を順次開催 | | 環境対策課 |
| | | 【2-5 リサイクル産業の振興】 1 リサイクル製品の認定と 環境配慮型事業所の認定 | リサイクル製品の認定数 | 累計 | 99件 (R元) | 99件 | 105件 (R7) | R4.3 | ・廃棄物などの循環資源を利用し、県内で製造加工される優秀な「リサイクル製品」の普及とリサイクル事者の育成・地域における循環型社会の形成等、循環型社会の形成に貢献する事業者の認定と育成 | - 募集チランの配布 2,700部 - 建設資材のチランの配布 1,400部 - 高知県リサイクル製品等認定 制度紹介パネル展(オーテビ ア)、県庁ロビー展示 | ・認定製品への問い合わせ件数 の増加 | ・認定製品としてのPRにより、製品の新規契約に結びついている。 | - 募集チランの配布 2,700部 ・高知県リサイクル製品等認定 制度紹介パネル展 | ・高知県リサイクル製品の認定 申請1件 | 環境対策課 |
| | 27 当初 | 2 グリーン購入の普及 | 環境配慮型事業所の認定 数 | 累計 | 18件 (R元) | 19件 | 20件 (R7) | R4.3 | | ・令和3年度高知県グリーン購入 実施計画の策定及び庁内での 取組制型、地球温暖化防止県民 会議行政部会での市町村への 取組呼びかけ | | | | | 環境計画推進課 |

| 厳略3 | 埼を守る取組 | |
|-----|--------|--|
| | | |
| | | |

| | 各職略の指標 | | | | | | | | | R3 | | | 14 | 相当舞 |
|-------|--|------------------------|--------|------------------------------|-------------|------------------------|---------------|---|--|--|--|---|---|----------|
| 号 祖別 | 戦略及び戦略に基づく施策 | 目標指標 | | 第5次計 | R3 (初年度) | 目標 | R3年度の 実績値が | - 本衆根要 | インプット(投入) | アウトブット(結果) | アウトカム(成果) | インブット(投入) | アウトブット(結果) | 担当課 |
| | 【3-1 生物多様性こうち戦略の推進】 1 希少野生動植物の保全 3 外来生物による被害防 | 生物多様性の認知度 | - | 基準値 61.8% (H30) | - | 80% (R5) | 固まる時期 | 自然環境や生物多様性に対する県民の理解 | 多小哥什么转金字叶, 4.5 %事 | | 県民参加による生物調査や特定 外来種の防除活動などの実施 | | | |
| 3 当初 | 止 4 動植物の情報収集と標 本の適正管理 5 海岸、海洋環境の保全 | 防護柵の設置と維持による 植生回復状況 | 年間 | 77% (R元) | 90% | 80% (毎年) | R4.1 | を深め、環境保全に関する意識の高い人材を 育成するとともに、地域の暮らしたの調和を控 りながら責立な自然環境の保全を実践し、次 世代に引き継ぐために、地域の自然環境に いて普及啓発を実施し、希少野生植物の保 優、特定外来生物の駆除等保全活動を進め | 山系保護指針策定)、サンゴ分 布調査の実施、生物分布調査 (生物、植物)の実施、レッドデー | 県民参加による生物調査や特定 外来種の防除活動 約500人参 加、石鎚山系保全シンポジウム 約50人参加、サンゴ保全シンポ ジウム約50人参加 | I- FII - 帆の士に自ぶたか白好へ | 防鹿柵モニタリング調査を実施、 生物分布調査(生物、植物)の 実施 | | 自然共生課 |
| | 2 野生鳥獣の保護・管理 | 食害拡大地域の現地調査か所数 | 年間 | 7か所 (R元) | 8か所 | 5か所 (毎年) | R4.3 | 5。 | タブック(植物編)の発行 | | 様機関や一般の方と共有することができた。 | | | |
| 9 当初 | | ニホンジカの捕獲頭数 | 年間 | 19.414頭 (R元) | | 30,000頭 (R3) | R4.8 | 鳥獣保護管理事業計画及び第二種特定鳥獣 管理計画に基づき野生鳥獣の保護管理を行う。 | ①シカ個体数調整事業 前年度の狩猟により補援の位。 (ア) (別で、) ()で、) ()で) ()で) ()で) ()で) ()で) ()で) ()で) | ③狩猟フェスタ開催 参加者:850人 当初想定して | (1)シカの捕獲対策の推進 ・年間捕獲目標3万頭達成に向けた捕獲数の底上げ インプット①②⑤などを講じた | の方面体 X級副空事業 前年度の狩猟により捕獲した シカについて捕獲報償金(8,000 円/頭)を交付 〇第二種特定鳥獣捕獲推進事 業費補助金 市町村が第二種特定鳥獣の捕 | (8,000円/頭)を交付(6月20日 現在) 〇第二種特定鳥獣捕獲推進事 | 鳥獸対策課 |
| 0 当初 | 6 漁場環境の保全 | 絶滅種・絶滅危惧種などの 数(動物) | - | 276種 | - | 増やさない | _ | 県下沿岸地域において、各地先の活動組織が 藻場や干弱の造成活動等を行えるよう、各地 先の活動制機をとりまとめる「高知県環境生態 系保全対策地域協議会」に対して補助を行 し、円滑な活動の実施を支援するほか、各漁 | い、活動組織の活動を支援。ま | 令和3年度は、県内で行われる 取組(藻場の保全に係る取組を 計11914ha、干渇の保全に係る 取組を計る89ha)を支援した。ま た水産試験場において、天皇洲 | 藻場や干潟の保全に係る活動 の支援により、一部の地域で食 害生物の減少や藻場の繁殖が 確認できた。 天皇州においては、アサリの現 | | | 水産業振興課 |
| | | 絶滅種・絶滅危惧種などの 数(植物) | _ | 717種 | - | 増やさない | - | 業指導所が現場での活動支援を随時行う。また水産試験場では、天皇洲の干潟におけるア サリ個体数のモニタリングや県内定点の薬場 被度調査を行う。 | た、水産試験場では、天皇洲のアサリ資源に関する調査を実施。 | におけるアサリ調査や藻場定点 調査を実施し、状況を把握する ことができた。天皇洲における調 査結果は、干潟の保全に係る取 組を実施する組織に報告。 | 存量などの状況が把握できたので、今後の干潟の保全に係る活動をより効率的に実施していくためのデータとして活用していく。 | | | |
| :1 当初 | [3-2 森林環境の保全] 1 協働の森づくり事業の推 進 2 森林環境譲与税などの 取組 | 協働の森づくり事業のパートナーズ協定締結故 | 累計 | 63件 (R元) | 66件 | 新規の増 加 更新の継 続 | R4.3末 | 協定企業のメリットのPRや、協定業績のない 市町村への働きかけといった取組により、協働 の森づくり事業を推進し、環境先進企業と地域 とが協働した森林整備を推進する。平成31 (2019)年4月に創設された森林環境議与税を 活用し、市町村は森林整備や林業者の育成を 活用し、市町村は森林整備や林業者の育成を 提進し、駅は市町村を支援することで、地球温 暖化の防止、自然災害の防止、国土の保全、 水源のかん差機能など森林の有する多面的機 能を発揮させる。 | ・新規・更新企業への営業訪問 等(新規4件、更新6件) ・協働の森フォーラム開催(1回) ・協定5年以上継続企業に対す る感謝状の贈呈(1件)、協定10 年以上継続企業に対する感謝 | - 協働の森 新規協定(1件)、更 新協定(2件)、 ・第15回協働の森フォーラムへ の参加者実額(会場参加147 人、オンライン参加15人) ・企業との交流活動(451名) | -協定締結数(41件) | | | 林楽環境政策課 |
| 2 当初 | 【3-3 里地里山の保全】 1 集落活動センターの取組 や移住の促進による里地里 山の活性化 | 新規就農者数 | 年間 | 261人 (R元) | 213人 | 320人(毎年) | R4.6~7 | 県内外からのI・Uターン者などによる自営就農 や雇用就農など、多様な担い手の確保を推進 し、農地の集積や保全管理等を進める | | 就農相談受付件数:181件うちオンライン52件 オンラインイベント参加者 延べ 315人 | オンラインイベントから個別相談 こ発展: 17件 | | | 農業担い手支援課 |
| 3 当初 | | 佐波江歌山、A へのたがっこ | m or t | 61か所 | 2245 | 80か所 | R4.3末 | 集落活動センターの設置、運営支援など、中 山間地域におけるそれぞれの地域課題やニー ズに応じて、地域住民が生体となって産業、生 活、福祉、防災などの活動に取り組む仕組み づくりを推進 | 中山間総合対策本部会議2回、 中山間対策関係部局等会議2回 開催、集落実態調査の実施 | 本部会議等で新たな集落活動センターの立ち上げ状況や、集落 実態調査の報告を行い、R4年度 実態調査の報告を行い、R4年度 に加中八策」策定 | | | | 中山間地域対策課 |
| 4 当初 | 2 都市との交流による生物 多様性の維持と地域活性 化 3 環境に配慮した農業の 推進と生き物の生息環境の 確保 | 集落活動センターの設置数 | 累計 | (R元) | 63か所 | (R6) | 14.3末 | 本県の豊かな自然環境を利用した体験型観光 の推進し、グリーンツーリズムなどを通して地 域経済の活性化につなげる。 | 四国カルスト県立自然公園の自然を紹介する施設である「カルスト ・学習館」の展示等の再整備、カルスト自然探勝路及びカルスト キャンプ場再整備の設計 | 「カルスト学習館」の展示等の再 整備、カルスト自然探勝路及び カルストキャンプ場再整備の設 計完了 | | | | 自然共生課 |

| 戦略3 | 自然環境を守る取組 | <u> </u> | | | | | | | R3 R4 | | | | | | |
|---------------|--|---------------------------------|----|--------------|--------------|------------------------|------------------------|---|--|---|---|--|---|--------|--|
| · · | 戦略及び戦略に基づく施策 | | 各月 | 戦略の指標 | | | | - 本衆級要 | | | | | | 担当課 | |
| 春号 " " | | 目標指標 | | 第5次計画 基準値 | R3 (初年度) | 目標 | R3年度の 実績値が 固まる時期 | | インプット(投入) | アウトブット(結果) | アウトカム(成果) | インプット(投入) | アウトブット(結果) | 12.354 | |
| 35 当名 | 【3-4 清流の保全と流域の 振典】 1 清流保全活動の推進 2 協働の川づくり事業の推 進 | 協働の川づくリパートナー ズ協定締結数 | 累計 | 8件 (R元) | 8件 | 新規の増 加 更新の継 続 | R4.3 | 物部川清流保全計画、仁淀川清流保全計画 及び四万十川流域振興ビジョンは当さ、各 生体と連携した清流保全活動に基づき、各 住民による取組を支援するとともに、それ以外 の河川についても、各市町村や団体と連携しながら、活用・保全の取組を推進していく。 川の環境保全活動に関心のある企業と清流保 全活動に取り組んでいるNPOなど、流域市町 村、県とで18億の川づくり、一トナーズ協定」を締結し、一斉清掃や間伐、子どもたちを対象 とした環境学習などの取組を協働で推進して いく。 | RAC川の安全教室の開催(RA Cアシスタントリーダー講座、川 という自然の理解講座)、仁淀川 一斉清掃 | RAC川の安全教室参加者:14 名(のべ)、仁淀川一斉清掃参加者:389名 | RACU―ダー資格取得者4名 (累計で16名) | | | 自然共生課 | |
| | 3 多自然川づくりの推進 | おもてなしの水辺創成事業の実施 | _ | - | _ | 継続的な実施 | _ | 河川工事のなかで、治水、維持管理、環境の 両立を急頭に、水際(水から陸への境界域)、 | 河川整備費(環境系)の予算配 | 落差工(2河川)、魚道工(2河 | 水生生物が棲みやすい河川環 | 河川整備費(環境系)の予算配 | 落差工(1河川)、魚道工(2河 | | |
| 37 当初 | | 環境配慮が必要な河川で の「多自然川づくり」の実施 | - | - | 5箇所 | 継続的な実施 | R5.3末 | 瀬、瀬、砂州において、自然に近い環境が創 出される配慮を伝統工法等にも留意して実施 する | 3 | 川)、環境調査(1河川)を実施 | 境整備の着実な進捗 | 3 | 川)、環境調査(1河川)を実施 | 河川課 | |
| 38 当初 | 【3-5 快適な生活環境の確保】 1 大気、水質などの調査 | 公共用水域における水質 汚濁に係る環境基準達成 率 | 年間 | 97% (H30) | | 93% (毎年) | R5.1 | ・公共用水域における水質等環境調査や大気 などの監視により生活環境の保全を図る | 質調査委託業務・地下水水質調 査委託業務・ダイオキシン類濃 度調査委託業務・追路交通騒音 水質関係、公共用水域水質測 定計画に基づき水質測定及び 工場・事業場への立入検査の実 施 | 点)·大気環境移動測定(2地点) 公共用水域測定(河川61地 点、湖沼2地点、海域42地点、 底質6地点)·地下水測定(概況 20地点、継続11地点)·海水浴 | は、 大気環境監視関係 広域大気汚染に備え監視体制 の強化 大気環境のデータを環境省広 域大気汚染物質監視システム (そらまめ君)による1時間前の データ提供に加えて、直接県の ホームページ上に掲載すること によりリアルタイムのデータを県 | | 継続把握 大気環境測定局(7測定局)・ 有ま大気汚珠門でニタリング 調査(2地点)・酸性雨調査(1地 点)・大気環境移動測定(2地点) | 環境対策課 | |
| | | 地下水における環境基準 達成率 | 年間 | 99% (H30) | 100% (R3) | 100% (毎年) | R5.1 | どの監視により生活環境の保金を図る 応気質している。 応気質している。 応気では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 | 大気関係:大気環境測定局で 大気環境所能性の実施及 び大気環境移動測定車による大 実破環境測定の実施、有害大品を 実物質モニタリング調査の実 施、航空機器音楽時監視の実 施、ばい煙発生施設への立入検 査の実施 | 水1地点、土壌1地点) 騒音調査(航空機騒音4地点、 道路交通騒音2地点) | 民に提供できる。 水質関係 | の大気環境常時監視の実施及 び大気環境移動測定車による大 気環境測定の実施、有害大気汚 装物質モニタリング調査の実施、航空機騒音等時監視の実施 | による大 場水質調査(7地点) 引き大気汚 騒音調査(航空機騒音4地点) の実 工場・事業場立入検査の実施 | | |
| 39 当私 | [3-6 公共工事などでの環境配慮] 1 道路工事での環境配慮 | | | | | | | 道路工事により発生した切土法面を潜在自然 植生を用いたボット苗工法により施工し、自然 林の回復を行う。 | 工事により発生した切土法面保 護工法として、種子を吹き付ける 工法が経済的に安価となるが、 潜在自然植生を用いたポット苗 工法を基本工法として採用する ことで自然林を回復する。 (工事費で約1,900円/㎡、R3施 工箇所合計で約1,926万円の追 加費用を投入) | ポット苗工法により自然林を回復。(A=6,979㎡(見込み)) | 令和3年度に施工見込みのポット首(A=6,979㎡)により、空気中のC2級収量が増加。 (自任のでは、約270世帯が1日に排出するCO2(約25)を1年間で吸収する) | | | 道路課 | |
| 40 当初 | 2 多自然川づくりの推進 【再掲】 | 自然林の回復 | 年間 | 7,558m² | 6979m² | 4,199㎡以 上 | R4.12頃 | 整理番号37 に記載 | | | 整理番号37 に記載 | | | 河川課 | |
| 41 当8 | 3 治山・林道事業での環 境配慮 | | | (R元) | (見込) | (毎年) | | 治山・林道事業に関しては、工事金額が8千万 円以上について、文化環境システムにて検討 を行う。また、林道工事については希少勤等 (クマタカ)の営巣地がある路線があるため、工 事発注前にモニタリング調査を行い、アドバイ ザーの接着を受け事業を実施して行く。 | 令和3年度文化環境システム対象工事:17箇所 幹線林道開設事業 大野・高樽 | 令和3年度文化環境システム対象工事:16箇所使工1箇所(別府N0.3億旧治山工事) 幹線林道開設事業大野、高棒 線之工区環境調查委託業務(契 約日:R3.7.26、R3.12.9) | ・令和3年度文化環境システム 対象工事については、17箇所中 1箇所が廃工となってしまった 、残りの工事については、信 活動画とおり発注が完了し、環 境密直線制持行われた。 ・クマタカの繁殖状況調査では、 残念ながら繁殖は限できない がった。今後も12月~3月までに 繁殖モニタリング調査を実施し、 変配を報告を注視しつつ工事の発 注調整を行う予定である。 | | | 治山林道課 | |
| 42 当都 | 4 環境配慮勉強会の実施 | 環境配慮勉強会の実施回 数 | 年間 | 1回 (R元) | 00 | 1回以上 (毎年) | R4.3 | | -環境配慮指針の周知(1回)、四万十川条例担当者会(勉強会)の実施(1回) | ·四万十川条例担当者会(勉強 会)流域5市町出席(6名) | ・環境配慮指針について公共事業だけでなく助成する事業も対象となる旨の周知を行うことで、より広く指針の趣旨の物底をはかった。 | | | 自然共生課 | |
| 43 当初 | 5 環境影響評価の適切な 管理・連営 | | | 11 | | | | | -環境影響評価技術審査会の開催(2回)、事後調査報告書に係る手続き(2回) | - 第二種事業判定に係る技術審査会(1回)、方法書に係る技術審査会(1回)、事後調査報告書に係る接覧、意見照会及び審査(2件) | ・事業者に環境影響評価に係る 適切な手続きを実施させ、環境 の保全について適正な配慮に努 めた。 | | | 自然共生課 | |

戦略4 地域資源を活かした産業振興

| 433 | 1000年 | 地域資源を活かした。 | 生果饭类 | | | | | | | R3 | | R | 4 | |
|------------|--------|---|-----------------------|------------------------|-------------|--------------|------------------------|--|--|--|---|---|------------|---------|
| 臺 3 | # ## N | 戦略及び戦略に基づく施策 | 目標指標 | 各戦略の指標 第5次計画 基準値 | R3 (初年度) | 目標 | R3年度の 実績値が 固まる時期 | 李泉祇 要 | インプット(投入) | アウトブット(結果) | アウトカム(成果) | インプット(投入) | アウトブット(結果) | 担当課 |
| 41 | :当初 | [4-1 本果の強みである恵 外豊かな地域資源を活用し た産業振興 1 滞在型観光、体験型観 光の推進 | 自然・体験型観光施設など の利用者数 | 年間 1,038千人 (R元) | 1.399千人 | 1,141千人(毎年) | R4.4末~5 | - 豊かな自然を活かした自然体験型観光施設等の整備・グリーン・ツーリズムの推進 | 豊かな自然を活かした自然体 終型観光施設等の整備】 東京 の観光振興総合支援等の整備】 東京 の地大振興を入支援・11市町村、20 事業 の地大振興美 の地大振興美 の地域形振興美 の協調整 【グリーン・ツーリズムを推進 協会関係 の四国10/44での協議会の実施 のの国30/44でから のの出りが、」キャンペーンの実施のが を、」キャンペーンの実施のが を、」オ・レージ・リ四国 ! 88 歳しの を、」オ・レージ・リ四国 ! 88 歳しの を、」オ・レージ・リの「根といっきり四国 ! 88 歳しの を、」オ・レーベーンの実施のが を、」オ・レージ・リーンの実施のが を、」オ・レージ・リーンの実施のが には、シージ・リーン、メールを は、」オ・レージ・リーン、メールを は、」オ・レージ・リーン、メール・リーン、メールを 地域でのオンライントリップ) (11/16) | 東定、内域一一、公式・グラーの整備、体験プログラムの 磨き上げ等が進んでいる。 【グリーン・ツーリズムの推進】 の「思いっさり四国!88歳0の 旅。」キャンペーンの応募件数: 464件(Instagram:18件 HP:34 件 はがき、412件) の四国グリーン・ツーリズム推進 参加(番川・18名 警鐘:38名 徳島:38名 高知:58名 | | 【豊かな自然を活かした自然体験型観光施設等の整備】の観光振興総合支援再業費補助金による支援再取役合支援再取役。表後15時点及付決定)の協議への参画等による関係者間の測整 【グリーン・ツーリズムの推進】四国グリーンツーリズム推進協議会関係の図国4県での協議会の実施(5/11)の公式SNSでの情報発信事業の取材対応(6/23~6/24) | | 地域観光課 |
| 45 | 当初 | 2 自然公園の適正な管理 と自然・体験型観光による 利用促進 | | | | | | | ・四国カルスト県立自然公園の 自然を紹介する施設である「カル スト学習館」の展示等の再整備 ・カルスト自然探勝路、カルスト キャンプ場再整備の設計 | ・「カルスト学習館」の展示等の 再整備、カルスト自然探勝路及 びカルストキャンブ場再整備の 設計完了 ・もくもくエコランド2021(来場者 アンケート実績:288件) | ・カルスト自然探勝路整備及びカルストキャンブ場再整備については、引き続き関係機関等と連携してでは、引き続き関係機関等と連続している。自然を楽しめる利用施設の整備を進める。 | | | 自然共生課 |
| 4€ | ; 当初 | | 病害版IPM技術の新規導入 技術数 | 累計 一 | 2品目 | 7品目 (R5) | R4.3末 | 環境保全型農業が農業振興や農業生産の持 続可能性の強化に波及するよう、IPM技術の 普及拡大やGAP推進の取組などを進める。 | ナス、キュウリにおける常温煙霧 実証 ◆GAP関係: JAグループとのGA P推進協議(3回)、JA品目別営 農指導員会(2回)、県版GAP第 三者確認の実施(事前研修1回、 現地調査: (回ASIAGAP認証取 | 術者への技術指導③回・55人)、 ナス、キュウリにおける常温煙霧 実証ナス・カカ所、キュウリ・6カ 所) ◆GAP関係・JAグループエコス ステム栽培システムへの県版 GAPの導入、JA品目別営農指 薄員会(25人)、県版GAP第三者 確認の実施(事前研修7人、現地 | ◆IPM関係:実証展示ほの設置 により、生産者のIPMに対する意 識が高まった。研を金参加 IPMに対する理解度が高まった。 | | | 環境農業推進課 |
| 47 | 当初 | | | | | | | ①建築物の木造化を推進するため、公共事業 や公共施設での県産材の事先利用を促進する とともに、県産材を活用した住宅の建築を推進 する。 ②新しい建築材料であるCLT等を活用した木 遠建築や低層非住宅の木造建築を推進するた 、普及、技術版構及びCLT等木造建築の設 計支援や、建築士・施工業者・施主を対象にした研修会に対して支援を行う。 | ①県産材利用推進本部会の開催、こうち木の住まいづくり助成事業能明会の開催(3回) 2CLT建築物等の設計支援。CLT研修会、構造研修会(1回)、完成研修会(2回)・予定1の創1、東、)、非住ま大連建築とまナー(高知)の2月開催予定、CLT首長連合総会の開催(東京1回)。 | ①木造住宅の申込み305件(12 月末)(20LT建築物等の設計を 提(申請)(中)、C1T構造・完成研 修会(参加者延べ109名)。CLT フォーラム(高知63名、東京202 名)、CLT首長連合総会(来資合 め57名)。 | ①県有施設の木造化・木質化 (R2実績10%)、戸建て住宅の木 造化率(R2実績93.5%) ②CLT模数 36様(R43末見 込)、非住宅継築物の木造化率 (R2実績18.4%) | | | 木材産業振興課 |
| 48 | 当初 | 5 地域の未利用森林資源 を有効活用した取組の推進 | | | | | | | 木質資源利用促進協議会及び 講演会の開催(1回) | 木質資源利用促進協議会及び 講演会の開催(参加者44名) | 木質パイオマスの年間利用量 R2実績284千m3(R2計画300千m3) | | | 木材産業振興課 |
| 45 | 当初 | | 県有公共施設の木造率 | 年間 100% (R元) | 100% | 100% (毎年) | R4.3 | 県産材を使用した建築物において、建築木材 中のCO2固定量を数値化し、証書等を交付す ることで環境への貢献を身近に感じてもらう取 組。 また、県産材に限定することで、県産材の利用 促進を図る。 | ・もくもくエコランド2021への出展 | ・もくもくエコランド2021(来場者 アンケート実績:288件) | ・木づかい固定量認証制度については、個人住宅は県外の土体 がパートナー企業からの申請で 伸びているが、公共施設等の実 績は6件と低調であるため、引き 続き公共施設等への制度案内を 行っていく。 | | | 自然共生課 |
| 50 | 当初 | 7 漁村におけるサービス業の創出 | | | | | | [浦ノ内湾におけるアサリ資源回復と有効活用の取組] ・浦ノ内湾のアサリ資源を回復させるため、エイやクロダイ等の食害魚からアサリを守るための「被せ網」を敷設し、そのメンテナンスを行いながら、増進したアサリ資源の有効活用についての検討を行う。 | *・「プリリョ源を活用した潮下付り | 即 | ・活動団体が行うアサリ資源を活用した事業化に関するスケ ジュールを決定 | | | 水産政策課 |
| 51 | 当初 | | | | | | | 内水面漁業関係者や有識者をメンバーとした あゆ等有効活用計画検討会議を開催し、あゆ を活用した漁業、観光・地域振興に関する計 画を取りまとめ、県全体における取組の推進を 図る。 | ザー1タ 旦閉区理による全4回 | 振開等に取り組むための指針で | ・あゆを有効活用して観光・地域振興等に取り組むための指針である「あゆ王国高知振興ビジョン」を策定 | | | 水産業振興課 |
| 52 | 当初 | 8 再生可能エネルギーを 活用して得られた利益の地 域への還流 | | 1 | 3 | | | 県、市町村、県内事業者等の共同出資により 設立した株式会社が、市町村有地で太陽光発 電事業を行い、その売電した収益を、出資比率 に応じて株主(県、市町村、民間事業者)へ配 当する。 | 所は7か所) | ·発電電力量:1312万kWh(6社 | ・県への配当金収入:28,331千円 (6社合計) 14 | ・発電会社(6社)の運営(発電か 所は7か所) ・6月末時点で開催された全て(3 社)の発電会社の株主総会へ出 席(うち1社は書面開催) | | 環境計画推進課 |

戦略5 環境を守り次世代へつないでいくための人材育成と地域づくり

| | 環境を守り次世代へつ | <u> </u> | 各戦略の指標 | | | | | | | R3 | | F | R4 | - |
|-------|---|--|--------|----------------|-------------|----------------------|------------------------|--|---|--|---|--|--|---------|
| 整理 權別 | 戦略及び戦略に基づく施策 | 目標指標 | | 第5次計画 基準値 | R3 (初年度) | 目標 | R3年度の 実績値が 固まる時期 | - 李泉极要 | インプット(投入) | アウトプット(結果) | アウトカム(成果) | インプット(投入) | アウトプット(結果) | 担当課 |
| 53 当者 | (5-1 環境を守り次世代へつないでいくための人材育成) (1) 幼少期、青少年期における環境教育の充実 | | | | | | | 学校行事としての2泊3日以上の自然体験型学習事業に加え、NPO法人や福祉施設、青少年育成団体等、民間団体が概ね高校生以下の生徒を対象とした1泊2日以上の自然体験型学習にも補助を行うことで、子どもの体験活動の機会を増やす。 | R2年度から市町村訪問等により 事業説明をしたことで、R3年度 当初には、学校行事104、民間 団体等6団体(7企画)の実施希 望があったが新型コロナウイル ス感染拡大により事業の延期・ 中止が相次いだ。新型コロナウイ ルス感染が比較的第5者いた9 月末に、既存の行事(修学旅行 等)での活用を検討していただく 旨、再度事業周知を行った。 | 学校行事としての参加希望校10 校のうち、実施校之校、中止校 校、民間団体等希望団体6団体 (7企画)のうち、実施団体3団体 (4企画)、中止団体3団体であっ た。参加者は、学校行事で計43 名、民間団体等で計95名、総計 138名であった。 | 学校行事として実施した事業では、青少年教育施設周辺や地元の森林で、山や木に親しむ活動を行った。 民間団体が実施した事業では、高校生が将来の職業として自伐型林業について体験を行うなど、キャリア学習の意味合いも持つ事業となった。 | リングにおける関係団体への要 | 6月末時点で学校行事7校・民間 団体団体(黒潮町含む)から申 請があった。既に、新型コナウ イルスの影響により1校が中止と なった。 | 生涯学習課 |
| 54 当名 | 1 幼少期、青少年期における環境教育の充実 2 環境学育を推進するため の人材育成 3 環境保全活動を実践する 人材の育成 | 生物多様性こうち戦略推進 リーダー登録者数 | 累計 | 45人 (R元) | 72人 | 100人 (R5) | R4.3 | 動支援センター実施委託業務) | 実施(2回) ・学習プログラムリストの作成・配 | | が出来た。(県内の観光関係者 が参加する観光ガイド全体研修 交流会で生物多様性に関する講 | | | 自然共生課 |
| 55 当名 | | こうち山の日県民参加支援 事業の参加者数 | 年間 | 396人 (R元) | 595人 | 450人 (毎年) | R4.4 | 人と木の共生を基本理念とした「木の文化県構想」の一環として、県民一人ひとりに森林や山を守る活動の重要性に対する理解と関心を深めてもらうため、幅広く県民からの参加を募る森林保全ボランティア活動などの取組を実施する。 | 森林保全ボランティア団体による 県民参加のボランティア活動、 HPによる広報、バネル展の開催 等の実施委託く契約金額 1,765,000円> | 森林保全ボランティア団体による 県民参加のボランティア活動 (40回)、参加者 (595人) HPへのアクセス 17,807回 森林環境学習フェアでのバネル 展示(2回) | 森林保全ボランティア活動への 参加者数やHPへのアクセス数 が増加傾向であり、森林や山を 守る活動の重要性への理解とを 深めることに対し、一定の役割を 果たしている。 | 森林保全ボランティア団体による 県民参加のボランティア活動、 HPによる広報、バネル展の開催 等の実施委託く契約金額 2.891,000円> | | 林業環境政策課 |
| 56 当名 |] | 地球温暖化防止活動推進 員のリーダーとなる「スー バー推進員」の養成 | 累計 | 14人 (R元) | 19人 | 17人 (R7) | R4.3 | 環境学習を推進するための人材育成 ・地球温暖化防止活動推進員の活用推進 | -スキルアップ研修(1回) -フォローアップ研修(1回) -スーパー推進員研修(1回) | -スキルアップ研修(14名参加) -フォローアップ研修(6名参加) -スーパー推進員研修(10名参加) | ・研修の受講による、地球温暖化防止活動推進員のスキルアップ・推進員同士の交流によるモチペーションアップ・新しい活動事例の共有などにより動画を用いた啓発への参画などに繋がった | 県の広報紙による推進員の募集 | | 環境計画推進課 |
| 57 当名 | [5-2 環境を守り次世代へつないでいくための地域づくり] | 県民一斉美化活動の参加 者数 | 年間 | 2,033人 (R元) | 1,396人 | 3,000人(毎年) | R4.2 | 地域の美化活動を実施する団体への支援と県 民との協動による不法投棄の防止や美化活動 の促進 ・ボランティアの拡充、県民等の美化活動の支 援、県民一斉美化活動月間の取組の推進、美 化容発及び広報活動 | 市町村への資材提供(軍手、ゴミ袋等) ・新聞広告掲載(1日)、公共交通 | ・美化月間中に具体的に活動に 取り組む参加者数の増加 | ・美化に対する県民意識が向上 し、美化活動が実践されたことに より、清潔で美しい高知県をつる 会例が日指す清潔で美しい 県土づくりの推進につながった。 | | | 環境対策課 |
| 58 当者 | 2 地域における環境学習の 支援 3 環境学習や環境保全活 動に関する普及啓発や情報 提供 | 環境学習などの受講者数 | 年間 | 2,891人 (R元) | 2,376人 | 2.500人以 上 (毎年) | R4.3 | 2 地域における環境学習の支援 ・環境学習講師の紹介・派遣、学習プログラム リスト(社会人向け)の作成・配布(高知県環境 活動支援センター実施委託業務) 3 環境学習や環境保全活動に関する普及啓 発や情報提供 ・ホームイージやメールマガジン等による環境 活動情報・助成金情報等の提供、生物多様性 こうも眼略推進リーダー活動報告会の開催、生物多様性の普及・啓発を目的とする表彰事業 「ふるさとのいのちをつなく。こうちブラン大賞」 の実施(高知県環境活動支援センター実施委 託業務) | -環境学習講師の派遣(76件、 115名) -推進リーダー活動報告会の開 催(2回) | - 環境学習講師派造による受講 者数(2,376人) - 推進リーダー活動報告会の参加人数(23人) - 「ふるさとのいのちをつなぐこう ちブラン大賞」の応募件数(13 件) | ・環境イベントや研修会の参加者 について、一定の人数は確保できており環境に対する知識は深めてもらっている。 | | | 自然共生課 |

15

進捗状況の概括(重点施策を含む戦略に係る進捗状況のとりまとめ)

戦略1 地球温暖化への対策

【全体評価】全体としては順調に進捗している。(すべての戦略について、1つ以上の施策で達成率が80%以上となっている。)

※「評価」は、「達成率」を基準として、<u>80%以上:◎、60%以上:○、60%未満:△</u>としている。戦略2~5も同様の基準で評価する。

| 戦略及び戦略に基づく施策 | 各戦略 | | 進捗 | 状況 | | | |
|--|---------------------------------------|--------------|------------------|--------------|------------------|-----|---|
| ※「重点施策」に下線を引いています。 | 目標指標 | 第5次計画 基準値 | R3 (初年度) | 目標 | 達成率 | 評価 | |
| 【1-1 県民総参加による地球温暖化防止活動の拡大】 | 県内の温室効果ガスの排出量 ※基準年(平成25(2013)年度) | 年間 | 24.1%削減 (H29) | | 47%以上 削減(R12) | | |
| 1 県民会議による取組 2 地球温暖化対策に関する効果的な情報 | エコアクション21の認証・登録事業者数 | 累計 | 242社 (R元) | 220社 (R3) | 270社 (R7) | 81% | 0 |
| 発信 | 地球温暖化対策を何もしていない人の割合 ※県民世論調査における回答率 | _ | 9.1% (R元) | 7.1% (R3) | 5%未満 (R7) | 70% | 0 |
| 【1-2 再生可能エネルギー導入への支援】 | 住宅用太陽光発電の普及率 | 累計 | 8.7% (R元) | | 11.1% (R7) | 85% | 0 |
| 1 地域と調和した再生可能エネルギーの 導入促進 | 住宅用蓄電池・V2Hの導入件数 | 累計 | _ | _ | 500件 (R7) | | |
| 2 地域社会に根ざした電源の導入促進と活用 3 分散型電力ネットワークの構築に向けた | 民間事業所の太陽光発電設備及び蓄電池の 導入件数 | 累計 | _ | _ | 25件 (R7) | | |
| 環境整備と地域新電力の設立支援 4 自家消費型発電設備の導入促進と電力 | 小水力発電や木質バイオマス発電の事業計画 数 | 累計 | _ | _ | 3件 (R7) | | |
| <u>需給調整力の確保</u> 5 その他のエネルギーの普及促進 | 地域新電力会社の設立件数(小売電気事業者の設立件数) | 累計 | _ | 1件 | 3件 (R7) | 33% | Δ |
| | 「再エネ100宣言 RE Action」に参加する県内 企業数 | 累計 | _ | 1件 | 20社 (R7) | 5% | Δ |
| 【1-3 気候変動の影響への適応】 1 地球温暖化の影響への適応 | 気候変動の影響への「適応策」の推進 | _ | _ | _ | 計画の推進 | | |
| 【1-4 公共交通機関の利用促進によるCO 2削減】 1 公共交通機関の利用促進 | 県庁職員の520運動への参加率 | 年間 | 29.9% (R元) | 32% | 39% (R12) | 82% | 0 |
| 【1-7 森林吸収源対策による温暖化防止】 1 持続可能な森林づくり 2 高知県協働の森CO2吸収認証制度の | 県内民有林の間伐面積 | 年間 | 4,693ha (R元) | 4,493ha | 5,200ha (毎年) | 86% | 0 |
| 推進 3 オフセット・クレジット制度の活用 | 県内民有林の再造林面積 | 年間 | 250ha (R元) | 299ha | 630ha (R5) | 47% | Δ |

戦略2 循環型社会への取組

【全体評価】全体としては順調に進捗している。(【2-1 3Rの推進】については、9月以降に調査実施予定)

| 戦略及び戦略に基づく施策 | 各戦略 | | 進捗 | 状況 | | | |
|--|---------------------------------|--------------|---------------|-----------|---------------|------|---|
| ※「重点施策」に下線を引いています。 | 目標指標 | 第5次計画 基準値 | R3 (初年度) | 目標 | 達成率 | 評価 | |
| 【2-1 3Rの推進】 1 リデュースに関する普及啓発 | 一般廃棄物の排出量 | 年間 | 252千t (R元) | (R5.2頃判明) | 231千t (R7) | | |
| 2 リユース、リサイクルに関する普及啓発 3 食品ロス削減に向けた取組の推進 | 一般廃棄物のリサイクル率 | 年間 | 20.2% (R元) | (R5.2頃判明) | 25% (R7) | | |
| | 県民一人当たりの1日分の家庭ごみの排出量 (一般廃棄物) | 年間 | 600g (R元) | (R5.2頃判明) | 537g (R7) | | |
| 【2-2 プラスチックごみ対策】 1 プラスチック資源の効果的な分別回収 2 自発的な清掃活動への支援と河川ごみマップの作成・更新 3 海岸漂着ごみのモニタリング調査 | リバーボランティアによる清掃活動の実施 | - | _ | ı | 継続的な 実施 | | |
| 【2-4 廃棄物の適性処理と災害廃棄物の 処理対策】 | 適正処理講習会の開催回数 | 年間 | 3回 (R元) | 3回 | 3回 (毎年) | 100% | 0 |
| 1 <u>廃棄物の適正処理</u> 2 災害廃棄物の処理対策 | 災害廃棄物処理広域ブロック協議会の開催 (訓練を含む) | 年間 | 3回 (R元) | 3回 | 3回 (毎年) | 100% | 0 |

戦略3 自然環境を守る取組

【全体評価】全体としては順調に進捗している。(評価可能なすべての戦略について、1つ以上の施策で達成率が80%以上となっている。)

| 戦略及び戦略に基づく施策 | 各戦略 | | 進捗 | 状況 | | | |
|--|------------------------------|--------------|-----------------|----------------|------------------|------|---|
| ※「重点施策」に下線を引いています。 | 目標指標 | 第5次計画 基準値 | R3 (初年度) | 目標 | 達成率 | 評価 | |
| 【3-1 生物多様性こうち戦略の推進】 1 希少野牛動植物の保全 | 生物多様性の認知度 | _ | 61.8% (H30) | 1 | 80% (R5) | | |
| 2 野生鳥獣の保護・管理 3 外来生物による被害防止 | 防護柵の設置と維持による植生回復状況 | 年間 | 77% (R元) | 90% | 80% (毎年) | 100% | 0 |
| 4 動植物の情報収集と標本の適正管理 5 海岸、海洋環境の保全 6 漁場環境の保全 | 食害拡大地域の現地調査か所数 | 年間 | 7か所 (R元) | 8か所 | 5か所 (毎年) | 100% | 0 |
| III. SISK SEE PRODUCTION | ニホンジカの捕獲頭数 | 年間 | 19,414頭 (R元) | (R4.8判明) | 30,000頭 (R3) | | |
| | 絶滅種・絶滅危惧種などの数(動物) | <u> </u> | 276種 | ı | 増やさない | | |
| | 絶滅種・絶滅危惧種などの数(植物) | <u> </u> | 717種 | ı | 増やさない | | |
| 【3-4 清流の保全と流域の振興】 1 清流保全活動の推進 | 協働の川づくりパートナーズ協定締結数 | 累計 | 8件 (R元) | 8件 | 新規の増加 更新の継続 | | |
| 2 協働の川づくり事業の推進 3 多自然川づくりの推進 | おもてなしの水辺創成事業の実施 | <u> </u> | _ | _ | 継続的な 実施 | | |
| | 環境配慮が必要な河川での「多自然川づくり」 の実施 | <u> </u> | - | 5箇所 | 継続的な 実施 | | |
| 【3-6 公共工事などでの環境配慮】 1 道路工事での環境配慮 2 多自然川づくりの推進【再掲】 | 自然林の回復 | 年間 | 7,558㎡ (R元) | 6,979㎡ (見込) | 4,199㎡以上 (毎年) | 100% | 0 |
| 3 治山・林道事業での環境配慮 4 環境配慮勉強会の実施 5 環境影響評価の適切な管理・運営 | 環境配慮勉強会の実施回数 | 年間 | 1回 (R元) | 0回 | 1回以上 (毎年) | 0% | Δ |

戦略4 地域資源を活かした産業振興

【全体評価】全体としては順調に進捗している。(評価可能なすべての戦略について、1つ以上の施策で達成率が80%以上となっている。)

| 戦略及び戦略に基づく施策 | 各戦略 | | 進捗状況 | | | | |
|---|-------------------|----|-----------------|---------|-----------------|------|---|
| ※「重点施策」に下線を引いています。 | 目標指標 第5次計画 R3 目標 | | | 目標 | 達成率 | 評価 | |
| 【4-1 本県の強みである恵み豊かな地域 資源を活用した産業振興】 1 滞在型観光、体験型観光の推進 2 自然公園の適正な管理と自然・体験型 | 自然・体験型観光施設などの利用者数 | 年間 | 1,038千人 (R元) | 1,399千人 | 1,141千人 (毎年) | 100% | 0 |
| 観光による利用促進 3 環境保全型農業の推進 4 CLTなどによる県産材の利用促進 5 地域の未利用森林資源を有効活用した 取組の推進 6 CO2木づかい固定量認証制度の普及 | 病害版IPM技術の新規導入技術数 | 累計 | _ | 2品目 | 7品目 (R5) | 28% | Δ |
| 7 漁村におけるサービス業の創出 8 再生可能エネルギーを活用して得られた 利益の地域への還流 | 県有公共施設の木造率 | 年間 | 100% (R元) | 100% | 100% (毎年) | 100% | 0 |

戦略5 環境を守り次世代へつないでいくための人材育成と地域づくり

【全体評価】全体としては順調に進捗している。(評価可能なすべての戦略について、1つ以上の施策で達成率が80%以上となっている。)

| 戦略及び戦略に基づく施策 | 各戦略 | | 進捗状況 | | | | |
|--|----------------------------------|--------------|----------------|--------|------------------|------|---|
| ※「重点施策」に下線を引いています。 | 目標指標 | 第5次計画 基準値 | R3 (初年度) | 目標 | 達成率 | 評価 | |
| 【5-1 環境を守り次世代へつないでいくた めの人材育成】 | 生物多様性こうち戦略推進リーダー登録者数 | 累計 | 45人 (R元) | 72人 | 100人 (R5) | 72% | 0 |
| 1 幼少期、青少年期における環境教育の 充実 | こうち山の日県民参加支援事業の参加者数 | 年間 | 396人 (R元) | 595人 | 450人 (毎年) | 100% | 0 |
| 2 環境学習を推進するための人材育成 3 環境保全活動を実践する人材の育成 | 地球温暖化防止活動推進員のリーダーとなる「スーパー推進員」の養成 | 累計 | 14人 (R元) | 19人 | 17人 (R7) | 100% | 0 |
| 【5-2 環境を守り次世代へつないでいくための地域づくり】 1 学校や地域との協働による環境保全活 | 県民一斉美化活動の参加者数 | 年間 | 2,033人 (R元) | 1,396人 | 3,000人 (毎年) | 46% | Δ |
| 動の促進 2 地域における環境学習の支援 3 環境学習や環境保全活動に関する普及 啓発や情報提供 | 環境学習などの受講者数 | 年間 | 2,891人 (R元) | 2,376人 | 2,500人以上 (毎年) | 95% | 0 |

高知県環境基本計画第五次計画の普及啓発

1 県民への普及啓発

県民が役割を果たしていくために、県民の役割の必要性を県ホームページや Facebook などの SNS を使った情報発信、「高知県環境活動支援センターえこら ぼ」との連携による情報発信や人材育成、チラシやパンフレットの配付により周 知し、県民の行動変容を促す。

令和3年度実績

- ・地球温暖化に関する普及啓発のHP「My スイッチ!Go クール!」による情報 発信 ページ-ビュー数: 23,561
- ・地球温暖化に関するインスタグラムでの情報発信 フォロワー数:877
- 環境にやさしい買い物キャンペーン 2021 の参加による CO2 の削減 削減量: 12.329.77kg
- ・高知県環境活動支援センターえこらぼによる情報発信
- ・県民参加による生物調査や特定外来種の防除活動 参加者数:約500名
- ・県民参加の森づくりを支援するHPでの情報発信 アクセス数: 17,807回

2 事業者の活動支援

環境保全と創造に関する地域の課題を解決するために実施する取組の支援を 行う。また、企業が行う環境問題を意識してもらうための研修会などに対し、適 切な環境学習講師の紹介・派遣を行う。

令和3年度実績

- ・省エネアドバイザーの派遣 8社
- ・高知県環境活動支援センターえこらぼによる環境活動講師の派遣 76 件 115 名 受講者数: 2.376 名

3 環境活動団体の活動支援

地域の清掃活動や環境学習会といった環境保全活動などを実施する活動の支援を行う。

令和3年度実績

- ・豊かな環境づくり総合支援事業申請許可団体
- 一般事業: 7件 ステップアップ事業: 1件
- ※採択事業一覧はP23に記載

4 教育機関での環境教育の充実

地球温暖化問題、循環型社会の構築、生物多様性の損失といった環境問題に対して、県民一人ひとりが行動していくことの必要性を伝えていくため、学校における環境学習への助言、環境学習講師の紹介・派遣の支援を行う。また、学校の学習内容に対応しやすいプログラムを紹介するパンフレットを作成するなど、環境学習機会の提供を促進する。

令和3年度実績

- ・地球温暖化に関する県政出前講座の実施 1回、受講者数:45名
- ・学習プログラムリストを活用した環境学習の受講者数:1,247名
- ・公共交通機関の利用促進のためのパンフレットを県内の全小学4年生に配布
- ・自然体験型学習(1泊2日以上)の実施 2校(学校行事として実施)※民間団体は3団体実施

5 研究機関との連携

大学や高等専門学校、植物園、動物園を含む博物館などの研究機関は、環境問題に関する様々な研究を行っていることから、研究機関と連携した取組の促進や支援を行う。

令和3年度実績

・高知県気候変動適応センターとの連携した普及啓発 パネル展示会の実施(オーテピア): 8月19日~9月1日 気候変動適応パンフレットの作成

|6 市町村との連携|

県が実施する事業や補助制度の周知など、環境保全に関する情報共有や、市町 村が実施する取組の支援を行う。

令和3年度実績

- ・高知県地球温暖化防止県民会議行政部会での情報提供 新エネルギー地域振興活用セミナーの実施 グリーン購入基本方針の策定、エコマーク物品の選定について呼びかけ
- ・四万十川条例担当者会(勉強会)の実施 参加者:流域5市町(6名)
- · 3 Rに関する国の施策についての情報提供

令和3年度高知県豊かな環境づくり総合支援事業費補助金 採択事業一覧

※一般事業

| | 双 | | |
|----|--------------------------------------|--|---|
| 番号 | 申請者 | 事業名 | 事業概要(要約) |
| 1 | こりちミューシ | 高知県の自然史 標本の情報を県 民と共有するた めの事業 | 高知県内に散在する自然史標本について情報収集し、得られた情報を基に"消滅"危険度を判断して、その情報をリスト化した「高知県自然史標本レッドリスト(仮称)」を作成する。作成したリストは、報道機関及びインターネットを利用して広く発信するとともに、県内の博物館施設で巡回パネル展を開催して広く県民に啓発する。 |
| | 横倉山自然の森 博物館友の会 『フォレスト・ クラブ』 | みんなでつくる 横倉キッズパネ ル | 近年増加している横倉山自然の森博物館の幼児を含む親子連れの 来館者のために、越知町内外の博物館関係者と、子どもの教育普及 活動に先進的な活動を展開している団体のメンバーを越知町に集 め、横倉山自然の森博物館の現状と課題、そして魅力を整理し、子 ども向けの情報発信の効果的な方法について検討し、具体的な情報 発信ツールの作成を行う研修会を開催する。 |
| 3 | 三嶺の森をまも るみんなの会 | 三嶺の森再生事 業 | シカの食害によって大きなダメージを受けた三嶺の森の再生を図るため、ボランティアを募集し、防鹿柵や土砂流出防止マットを設置する。 併せて、生物多様性維持の観点から、絶滅危惧地域個体群のツキノワグマのエサとなるブナ、ミズナラ等の次世代を育成する「熊の森づくり」も促進する。 ※本年度の事業は、取り止めとなりました。 |
| | 公益社団法人生 態系トラスト協 会 | 外来種サンジャ クの捕獲実験・ 情報収集 | 外来種サンジャクの野生化により、ヤイロチョウ等の希少な在来種の生存を脅かす懸念があるため、サンジャクの捕獲実験と情報収集・発信を実施する。また、この事業を通じて、サンジャクに関する情報ネットワークを形成する。 |
| 5 | | みずいろ高知 BLUE project | 駅や公共施設、カフェ等に無料で水道水を提供してもらう給水スポットを設置し、ペットボトルの消費を減らして環境負荷を低減すると共に、「どこでも水が飲める、汲める街」を目指した魅力的な街づくりを推進していく。 |
| 6 | ふる里の川本宮 川を取りもどす 会 | 本宮川の身近な 自然環境を未来 につなぐ事業 | 高知市旭の市街地を流れる本宮川には、今なおヘイケボタル・ゲンジボタルが飛び、テナガエビやドンコ、オイカワが生息している。しかしながら、自然環境への無関心、担い手不足、水質の悪化により、ホタルは絶滅寸前となっている。そこで、川底のゴミひろいや、フリーペーパーの発行により、旭小学校児童や地域の人々が本宮川の自然環境を五感で感じとり、未来につなぐための人材育成、きっかけ作りを行う。 |
| | 高知県地球温暖 化防止活動推進 員の会 | 木育普及指導員 による木育を通 じての温暖化防 止推進事業 | 小学校から高齢者まで、多くの人々に木と触れ合ってもらうことで、木材に対する親しみや木の文化への理解を深め、材料としての木材の良さやその利用意義を学んでもらう。また、木育の普及において軸となる人材を育成していく。 ※本年度の事業は、取り止めとなりました。 |

※ステップアップ事業

| 番号 | 申請者 | 事業名 | 事業概要(要約) |
|----|-----------------|-------------------------|---|
| 1 | 1 th - th 1 / 1 | ブルーカーボン 地域作り講演事 業 | 磯焼けが進行している甲浦湾周辺の藻場をブルーカーボン(海洋生態系が二酸化炭素吸収に大きく寄与する)の視点から専門家に意見を聞き、次年度事業への足がかりにする講演会を開催する。 |

高知県における促進区域の設定に関する環境配慮基準(案)の策定について

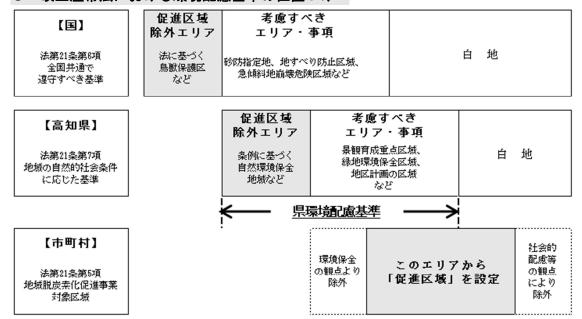
1 促進区域とは

再エネの導入拡大に向け、再エネ事業の適地を見える化し、円滑な地域合意形成を促すために、改正地球温暖化対策推進法において、新たに創設された「市町村が設定するポジティブゾーニング」の仕組み

2 県の環境配慮基準策定について

都道府県は、地方公共団体実行計画において、地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全に配慮し、省令で定めるところにより、市町村が定める促進区域の設定に関する基準を定めることができる。(法第21条第6項及び第7項)

3 改正温帯法における環境配慮基準の位置づけ



4 県環境配慮基準における環境配慮事項

- ■対象とする再工ネ電源の種類、規模
- 【種類】太陽光発電、水力発電、風力発電、バイオマス発電

【規模】全ての規模対象(ただし、太陽光発電設備については、建築物の屋根、壁面等に設置するものは除外)

- ■促進区域除外エリア等の考え方
 - 災害の可能性が高い場所、景観保全の必要がある場所等については設定しない。
 - ⇒本県の「太陽光発電施設の設置・運営等に関するガイドライン (H28.3.28 策定、R2.8.11 改定)」に規定する「太陽光発電設備の設置を避けるべきエリア」を基本とし、追加すべきエリアを検討する。(先行して県基準を設定している長野県の事例も参考とする。)

5 今後のスケジュール

令和4年7月 県環境配慮基準(案)をとりまとめ

8月 市町村に県環境配慮基準(案)を意見照会

9月 脱炭素社会推進協議会にて協議

意見公募(県のパブリックコメントの手続きに準じて実施)

年内目途 意見を踏まえ、加筆修正し、協議会会長の同意を得て策定

令和5年2月 令和4年度第2回環境審議会にて報告